

平成27年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第1号

1 招集年月日 平成27年3月3日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月3日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 3月3日 午後5時06分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
3番	河野道雄	4番	籾公一
5番	国清一治	6番	森本守
7番	山野忠男	8番	井出美智子
9番	大西一司	10番	川端雅夫

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

8番	井出美智子	10番	川端雅夫
----	-------	-----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	前田泰子	福祉課長	大西博己
産業交流課長	野上武典	住民課長	笹山芳宏
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長 給食センター所長	久木喜仁
勝浦病院 事務局長	岡本重男	会計管理者 出納室長	豊岡和久

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本重幸

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第1号 平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第5 議案第2号 平成26年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第3号 平成26年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第4号 平成26年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第5号 平成26年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第6号 平成26年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第7号 平成26年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 勝浦町公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 勝浦町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 勝浦町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 勝浦町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定に

ついて

日程第19 議案第16号 勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第17号 勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第18号 勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案第19号 勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第20号 勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

日程第24 議案第21号 勝浦町簡易水道管理条例の全部改正について

日程第25 議案第22号 勝浦町道路線の認定について

日程第26 議案第23号 平成27年度勝浦町一般会計予算について

日程第27 議案第24号 平成27年度勝浦町国民健康保険特別会計予算について

日程第28 議案第25号 平成27年度勝浦町簡易水道事業特別会計予算について

日程第29 議案第26号 平成27年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計予算について

日程第30 議案第27号 平成27年度勝浦町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第31 議案第28号 平成27年度勝浦町介護保険特別会計予算について

日程第32 議案第29号 平成27年度勝浦町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第33 議案第30号 平成27年度勝浦町病院事業特別会計予算について

日程第34 議案第31号 平成27年度勝浦町物産販売特別会計予算について

1 本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第34まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） 皆さんおはようございます。ただいまから平成27年勝浦町マラソン議会ひな会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

会議等への出席状況を報告いたします。

2月27日、徳島市で開催された勝名地区町村議会議長会定期総会並びに徳島県町村議会議長会第66回定期総会に私が出席しました。総会后自治功労者表彰式が行われ、川端議員が、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与された功績で、全国町村議会議長から表彰を受けられました。ご報告しておきます。まことにおめでとうございます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長、福田副町長、椎野教育長、伊丹参事兼企画総務課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

平成27年勝浦町マラソン議会ひな会議における会議録署名議員は、8番井出議員、10番川端議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 報告をいたします。

3月ひな会議に向けて日程等について、2月23日に会議を開き、協議をいたしました。日程につきましては、本日から6日までを第一読会、17日から19日にかけて一般

質問，19日から20日にかけて第二，第三読会を予定いたしておりますので，ご協力よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（大西一司君） ただいまの議会運営委員長の報告に，何かご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございます。

それでは，議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に，日程第4，議案第1号，平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第10，議案第7号，平成26年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は，会議規則第53条により，状況によっては私からも質疑したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので，そのように決定いたします。

町長から開会の挨拶並びに本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成27年勝浦町マラソン議会ひな会議の開会に当たりまして，一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては，公私にわたり何かとご多用のところをご出席を賜りまして，深く感謝を申し上げます。また，議員の皆様方には，日ごろから町勢の発展にご尽力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて，このたび川端議員が，長年にわたり地域の振興発展に貢献された功績が高く評価をされまして，全国町村議会議長会から自治功労者表彰が受賞されました。町といたしましても，その功績に対し深く敬意と感謝の意を表しますとともに，今回の受賞を心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

さて、国におきましては、経済対策、平成26年度補正予算や平成27年度税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を実現する平成27年度予算を編成し、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の実行とデフレ脱却、経済再生への取り組みを進めることとしております。特に安倍内閣の最重要施策である地方創生については、平成26年度補正予算において、地方の消費喚起や生活支援、また地方の活性化を促していくことを目的とした地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されるなど、地方が直面する構造的な課題に対する取り組みがまさに待ったなしで求められております。

そのため、今議会にこの交付金を活用して地方創生を先行実施するための補正予算案を提出しているほか、新年度には、地方が自ら考え、責任を持って取り組むため、地方版総合戦略を策定することといたしております。この総合戦略には、町政の最上位計画である勝浦町総合計画を踏まえ、町民の皆様を初め、産業界、行政機関、教育機関、金融機関など、幅広く意見をお伺いし、効果的、効率的な施策を盛り込んでまいります。まだまだ地方は厳しい財政状況の中であり、引き続き行財政改革に取り組む一方で、国の経済対策の同行を十分注視しつつ、勝浦町の将来を見据えたまちづくりに積極果敢に取り組んでまいりたい所存であります。

こうした決意のもと、新年度町政に取り組む私の所信を申し述べ、議員の皆様方を初め、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、平成23年度から勝浦町総合計画を推進して4年が経過しようとしております。この間、基本構想の人口減少の抑制、少子・高齢化への対応、行財政運営への変革を柱に、農業・交流・定住のまちとしての魅力づくりに取り組んでいるところであります。本町の基幹産業である農業、中でも勝浦ミカンの振興を図るため勝浦町ミカン生産販売促進協議会を中心にブランド化を一層推進し、高品質で高価格な勝浦ブランドを確立させてまいります。また、安全・安心なまちづくりの実現のため、災害対応拠点となる役場庁舎、住民福祉センターの耐震工事に着手し、特に役場庁舎には非常用電源として太陽光発電設備を導入するなど、南海トラフ巨大地震への備えにも万全を期してまいります。さらに、本町の東の玄関口であり、災害時における緊急輸送道路、現在整備中の四国縦断自動車道へのアクセス道路でもある県道阿南勝浦線沼江バイパスの未完了区間につきましては、平成27年度の県当初予算案におきまして、測量

設計費として4,000万円が計上され、いよいよ事業着手される運びとなりました。今後は、一日でも早い完成により、本町の観光、交流、産業の発展に大いにつながることを期待しております。その他、県道、町道などの道路網整備を着実に進めるなど、社会基盤の充実を図ってまいります。

最重要課題として取り組んでいる若者定住対策については、賃貸住宅の建設助成制度を活用し、今年度は5棟の一戸建て住宅が建設され、既に入居されている方もおられ、全て入居者が決まっております。新年度においても同様の助成を行うことといたしております。また、若者の賃貸住宅への入居に対する家賃助成制度についても引き続き実施するなど、子育て世代を中心とした若者が安定的に定住できる住環境の整備を進めるとともに、町有地の宅地分譲を進めるなど、農業・交流・定住のまちづくりをさらに加速していきたいと考えております。

平成27年度には総合計画の後期基本計画を策定いたします。これまでの取り組みを検証するとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、基本構想実現のため後期5年間の方針を示してまいります。

続きまして、新年度の主な事業についてご説明を申し上げます。

1点目は、産業の振興についてであります。

農業については、品質、生産力の向上、販売力の強化、将来の担い手育成を重点とする農業再生に取り組んでおります。

勝浦ミカンを取り巻く状況は大変厳しく、高齢化による生産力の低下、果実品種のばらつき、市場競争の激化などの課題があります。これらの課題解決に向けて、関係機関と連携を図るとともに、生産者一人一人が誇りを持ってブランド化に取り組めるよう、諸施策を実施してまいります。

生産力の維持、向上に向けての取り組みとしては、勝浦いきいきファーマーズが毎月実施をしている営農講座のほか、1月22日にはミカンの消費拡大や最近のミカン情勢と今後の産地対応について町民公開講座を開設するなど、各種講座のさらなる充実を図ってまいります。また、担い手育成の取り組みとして平成24年度から開始した新規就農者総合支援事業給付金制度を活用し、今後とも積極的に支援をしてまいります。

果実品質の向上に向けての取り組みとしては、勝浦みかんの生産から貯蔵管理技術



や販売促進を総合的に支援し、農家所得の向上を図ることを目的に設立された勝浦町みかん生産販売促進協議会を中心に、営農指導の拡充を図ってまいります。

町単産業振興対策事業補助金については、今年度新たに消毒作業の効率化のためホース巻き取り式動噴への支援制度を創設するとともに、補助金を増額し、効果を上げております。今後とも生産者のニーズに応え、補助制度の拡充や利用促進を図ってまいります。

市場競争力の強化に向けたブランド化の取り組みとしては、関係機関と連携を図りながら、統一段階ボール箱や販売促進用の小分け袋の活用、プロモーションビデオやちよぞっ娘の着ぐるみによるPRを進めるとともに、勝浦みかんの知名度向上のため各種イベントを実施してまいります。先月、知名度のアップを図るため、築地市場での市場調査、東京都イベントスペースにおいては、本町特産品の販売にあわせ、観光PRをするなど、生産者の方々とともにトップセールスを行ってまいりました。さらに、新年度からは、貯蔵みかんの価格安定と高付加価値をもたらすための生産販売におけるブランド化戦略を進めるための品質基準を定め、トップブランドを認定するとともに、特殊段階ボール箱を制作するほか、貯蔵みかんの特殊品、ブランド化を広くPRするため、大手量販店等のスペースを借りて、特産品、ミカンの一大フェアを開催してまいります。今後とも市場を初め量販店などへの宣伝力、宣伝強化、定着を図るとともに、直接消費者との対面販売により、消費者ニーズの的確な把握に努めてまいります。

農地対策としましては、中山間地域等直接支払と多面的機能支払を包括した日本型直接支払制度の推進や経営所得安定対策による産地資金を活用したナス、オクラ、菜の花、枝豆など、地域に合った野菜の栽培を推進してまいります。

次に、林業については、森林整備計画に基づく間伐面積の拡大や木材搬出道路の確保を目的として、今年度林道立川相生線、婆羅尾岩屋線、婆羅尾尖石線が開通いたしました。今後とも、貴重な財産である森林の保全管理や基盤整備に努めてまいります。

また、鳥獣害防止対策では、年々増加をしております有害鳥獣による農作物への被害を防ぐため、狩猟免許取得及び更新に要する経費の助成に加え、今年度は猟友会と連携し、一斉捕獲の回数を大幅にふやしました。さらに、新年度には有害鳥獣駆除報

償費の予算を倍増するなど、農林業振興を図る観点からも、有害鳥獣による被害の軽減に取り組んでまいります。

次に、商工、観光の振興につきましては、県が進めている全県下を対象とした阿波とくしま・商品券と本町商工会と連携して毎年発行しているプレミアム商品券について、プレミアム率20%の商品券を発行し、町内の消費意欲の拡大や地域経済の活性化を促進してまいります。

現在人形文化交流館で開催をされている第27回元祖ビッグひな祭り、坂本地区の奥座敷や町内各所のひな街道には、町内外から連日大勢のお客様が訪れ、大変なにぎわいを見せております。よってネ市や桜祭り、ホテルまつり、かつうら元気市などのさまざまなイベントを通じて、なお一層の魅力づくりに取り組んでまいります。

2点目は、教育・文化についてであります。

中学においては、快適な教育環境の整備を図るため各教室にエアコンを設置いたしました。また、質の高い教育を目指すため、県下の町村に先駆けて英語検定や漢字検定などにかかる検定料の助成を実施しております。今後も生徒の学力向上に努めてまいります。

また、学校支援地域本部事業では、地域ぐるみの学校支援協議会を設置し、現在98名が学校支援ボランティアに登録していただいております。そして、小学校登下校時の見守りや人形浄瑠璃の指導、しめ縄体験学習など、さまざまな支援活動を行っております。このように、今後も学校、家庭、地域が連携して教育支援活動の充実を図り、地域に根差した学校づくりを推進してまいります。

今年度、地球温暖化対策実行計画に基づき、生比奈小学校に太陽光発電設備を設置いたしました。これで町内全小・中学校に太陽光発電設備が設置され、児童・生徒への教育環境が充実したものと考えております。さらに、27年6月から小・中学校において土曜授業を開始いたします。土曜日に授業を行うことにより、学力の向上はもとより、平日の授業に時間のゆとりが生まれ、児童・生徒とより向き合った教育活動が実現できます。今後とも、教育環境の充実、児童・生徒の学力向上、地域とのコミュニケーション強化を図ってまいります。

文化芸術の振興を図る取り組みとしては、本町出身で文学人形遣いの吉田文司氏によるふるさと記念講演を開催いたします。阿波人形浄瑠璃勝浦座や小松島西高等学校

勝浦校民芸部との共演、四国大学ときめきカンパニー四国との人形、ダンスのコラボなどを予定しております。この事業を通じ、町民の皆様方に伝統芸能の奥ゆかしさを味わっていただくとともに、昨年開催した「みかんの香るまちの音楽会」に引き続き、文化意識の高揚を図り、勝浦町の文化芸術の振興に大きくつなげていきたいと考えております。

スポーツ振興としては、健康増進と世代交流を目的とした町民体育大会を開催いたします。町民体育大会は、平成19年から開催しておりませんでした。議会を初め町民の皆様方のご要望もあり、このたび開催することといたしました。この町民体育大会を契機に、世代間の交流が深まり、地域の結束、活性化につながることを期待しております。また、K-F r i e n d sについても、健康で活力あるまちづくりと生涯スポーツ社会の実現を図るため、引き続き支援をまいります。

3点目は、健康・福祉についてであります。

人口減少と少子・高齢化が進む本町においては、安心して暮らすことのできる環境づくりは町の大きな使命であると考えております。

まず、子育て支援に関する取り組みとしては、次世代を担う子供たちが健全に成長できる社会を目指すため、地域の子ども・子育て支援策を総合的に支援する子ども・子育て支援利用計画に基づき、出産祝い金の祝い金制度の創設、就学前子育て応援交付金による5歳児保育料の実質無料化、また子育て環境を一元的に支援する子育て包括支援センター構想の検討などに取り組み、子供の心身の健康を守り、保護者の負担を軽減し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを一層進めてまいります。四国で初となる高校修了までの医療費無料化及び第3子以降の保育料無料化についても引き続き実施してまいります。

みかん、こすもす両保育園で実施している病児、病後児保育事業では、多くの保護者から事業継続の要望が寄せられており、引き続き実施するとともに、保育園児を災害等から守るため災害時対応メールを導入し、保護者、保育園、行政の情報共有を図るなど、安全・安心な保育体制の確保に努めてまいります。また、中途入所受け入れのため待機児童予防対策にも取り組んでまいります。

学童保育に対するニーズが多様化しております。指導員の資質向上を図るため、研修に対する助成についても引き続き実施してまいります。

若者の未婚、晩婚化は、将来社会全体に深刻な影響をもたらすことが懸念されておりまして、このため若者に出会いの場が提供できるよう、婚活事業に引き続き取り組んでまいります。

保健、医療の充実とともに、今後も愛育班と連携しながら、健康教室、健康相談の開催、町内の集会所を巡回するがん検診などを実施するとともに、各世帯への訪問指導をきめ細かく行ってまいります。

特定健診については、昨年度からオプションとして実施しております頸部、腹部エコー超音波検査を引き続き実施するとともに、受診率の向上に努めてまいります。また、新年度においては、30歳代の国民健康保険被保険者を対象にヤング検診を実施し、予防に努めてまいります。

勝浦病院は、郡内で唯一の有床病院であり、町民の健康を守るためになくしてはならない中核医療施設であります。そのため、医師や看護師を確保するため関係機関に強く要望するとともに、厳しい経営状況が続いていることから、運営の見直しを行い、健全経営に努めてまいります。

また、介護保険サービス及び地域支援事業の充実を図るために策定した高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画に基づいて安定した介護保険制度を維持するため、給付と負担のバランスを見据えた介護保険料を設定いたしました。さらに、障害福祉サービス、地域社会支援事業の提供体制などの強化を図るため第4期障害福祉計画を策定いたします。高齢者や障害のある方が安心して暮らせる仕組みづくり、まちづくりを進めてまいります。

また、ひとり暮らし、高齢者世帯の抱える日常生活の不便を解消するため、地域安心サポート事業やタクシー券助成事業の利用促進に努めるとともに、在宅支援の強化を図ってまいります。さらに、新年度には、生活支援対策として交付される国の交付金を活用し、母子、父子、多子世帯や重度障害者などのいわゆる生活弱者の負担の軽減を図るため地域商品券を配布いたします。

4点目は、社会基盤・環境保全・地域安全についてであります。

最重要課題として取り組んでいる定住対策を推進する上においては、教育、福祉の充実に加え、社会基盤の整備が重要となってまいります。

まず、道路整備についてです。

県道阿南勝浦線バイパス事業，県道徳島上那賀線中角歩道事業の推進を図るとともに，県道新浜勝浦線につきましても，未整備区間の早期解消に向け，引き続き県に強く要望してまいります。

生活道路であります町道の整備につきましても，今後とも安全・安心を確保する観点から，引き続き取り組んでまいります。

また，平成17年度に加入者系光ファイバー網設備を整備いたしました，あらゆる分野に活用される情報通信技術の進歩は著しく，多様化する住民ニーズ，行政の高度利用や効率化への対応が難しくなっております。そこで新年度，設備を更新し，サービスの充実を図ってまいります。

簡易水道事業におきましては，今年度末に川北簡易水道整備事業の今山地区が完成し，新年度から町による管理運営を実施します。また，27年度には黒岩地区が完成の予定となっております。今後とも安全で安心な飲料水の安定供給に努めてまいります。

次に，環境保全の推進であります。

環境負荷の低減と資源をリサイクルする循環型社会の実現に向けて，勝浦町環境町民会議の活動は極めて重要であり，環境町民の集いを開催し，環境意識の啓発を図ってまいります。

また，今年度から生ごみ処理機の補助率を3分の2に拡大をいたしました。今後とも環境に優しいまちづくりを目指して，ごみの減量化，資源化に取り組んでまいります。

このほか，農業集落排水処理施設については，今年度真空弁の交換を実施するとともに，新年度には緊急通報システムの導入や電池流量計を設置するなど，引き続き機能強化を図り，生活環境の保全に努めてまいります。

次に，地域の安全についてであります。

防災対策については，徳島県から出された南海トラフ巨大地震の被害想定を受け，勝浦町地域防災計画を策定いたしました。地域の実情に合った実効性のある計画とするため新年度から防災士を養成するとともに，自主防災組織体制の強化と住民の生命，身体，財産を守る消防団員の確保に引き続き努めてまいります。

また，今年度消防団の装備を充実するため，消防庁から消防車の無償貸し付けを受

け、第5分団に配備いたします。新年度においては、災害発生時に確実な通信確保や防災関係機関と迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達などに必要不可欠な消防通信ネットワークシステムの再構築を実施いたします。今回の再構築により、伝送方式アナログからデジタル方式に変更となり、通信能力の信頼性が格段に上がるものと期待しております。

救急体制については、新たに導入した軽救急自動車の運用を開始いたしました。狭隘な道路状況に対応することができ、安全・安心な救急体制が整いました。

消防常備化への取り組みについては、関係機関と実務的な協議を進めており、本町の将来の消防体制のあり方について、引き続き鋭意検討を進めてまいります。

また、南海トラフ巨大地震の被害軽減に向けた予防対策として、今年度から木造住宅耐震診断事業の無料化を実施するとともに、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業や耐震改修支援事業、さらに新年度からは建替えや住替えに伴う住宅工事を対象とする住替え支援事業を実施するなど、積極的に取り組んでまいります。民間建築物の耐震診断、耐震改修を補助する民間建築耐震化支援事業についても引き続き実施してまいります。また、老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業を活用し、老朽化した危険な建築物を一体的に除却促進し、地域の安全確保に取り組んでまいります。

5点目は、地域活動・行財政改革についてであります。

本町では、地域住民がそれぞれの地域資源を活用し、町民主体の地域活動が活発に展開されています。ビッグひな祭りやさくら祭り、与川内ホテルまつりなど、多くの創意工夫を凝らした活性化事業やイベントが開催され、今や地域活動の枠を超え、本町の観光、交流の資源として大きく成長するに至っております。来年3月にはビッグひな祭り発祥の地として、全国ひな祭り関連団体やNPOなどに参加を呼びかけ、「全国ひなサミットin阿波かつうら」（仮称）を開催したいと考えております。

今後ともこれらの資源を活用した町民主体の地域活動や交流活動が一層活発に展開されるよう行政としても支援し、協働によるまちづくりの実現を目指してまいります。

また、道の駅やふれあいの里さかもとに加え、今年度勝浦町に移住を考えている人に田舎暮らしを体験してもらうために設置した「田舎トライアルハウス坂本家」など、交流拠点の充実を図り、交流人口の増加、そして移住、定住へと進めていくた

め、新年度からはU I Jターンの方などを対象に空き家改修などの補助制度を創設いたします。今後とも元気で魅力ある町を目指し、若者世代の定住を図るため、空き家を活用した集落再生による活性化、地域のコミュニティー事業に取り組んでまいります。

最後に、行財政改革への取り組みについては、平成23年に勝浦町行財政改革推進プランを策定し、効率的で透明性の高い行政運営の確立、健全な財政運営と財政の弾力化の確保、住民参加の促進と開かれた町政の推進を柱に取り組んでおり、平成27年度は最終年となります。

これまでの人件費の削減などの歳出削減を図る一方、経済対策による交付金事業や有利な町債の借り入れ、また町税の徴収強化などによる歳入確保に努めるなど、改革を一段と進めた結果、一定の成果を上げられたことは、財政指数の改善にあらわれているところです。しかし、今後においても町財政の厳しい状況は変わらず、より効率的かつ効果的な事業執行が求められており、行財政の健全化に向け、引き続き平成28年度からの計画策定に取り組んでまいります。

また、町民と行政が連携する積極的な情報公開や住民との対話が求められており、高度化や多様化する住民ニーズを的確に把握し、行政に反映できる仕組みづくりに努めてまいります。さらに、人は財産という観点からも、これまでと同様、職員の県等への派遣研修を積極的に実施するとともに、職員個々の能力を最大限発揮でき、公務能率の一層の増進を図るため、意識改革や人材育成に力を注いでまいります。

以上、町政に対する所信の一端を申し上げます。

本町を取り巻く環境は、今まさに大きな変革期を迎えています。そのような中、町民誰もが安全で安心して暮らすことのできるよう、私自らが先頭に立ち、職員一丸となって勝浦町総合計画を着実に推進してまいります。

最後になりましたが、本年は町政60年の記念の年であり、1月には記念式典を計画しております。本町は、長い歴史を経て今があるのは、先人が天災を初め、幾多の困難を乗り越え、力を合わせ築かれたということを忘れてはなりません。町民が、勝浦町に生まれたこと、住んでいることに自信と誇りを持ち、「みかんが香る、笑顔あふれる元気な町かつうら」を目指し、地方創生の先駆けとなるよう町民の皆様と協働して、よりよいまちづくりに邁進してまいります。議員の皆様並びに町民の皆様のご理

解とご協力を心からお願いを申し上げます。

それでは続きまして、議案第1号から議案第7号までの提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号は、平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,417万7,000円を追加し、38億2,841万円とするものであります。

議案第2号は、平成26年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,608万7,000円を追加し、8億2,966万2,000円とするものであります。

議案第3号は、平成26年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,952万5,000円を減額し、2億6,269万4,000円とするものであります。

議案第4号は、平成26年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ11万2,000円を減額し、57万5,000円とするものであります。

議案第5号は、平成26年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ374万8,000円を減額し、8,028万6,000円とするものであります。

議案第6号は、平成26年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ780万2,000円を減額し、7,885万9,000円とするものであります。

議案第7号は、平成26年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。



収益的収入及び支出の補正額につきましては、病院事業収益の総額に372万4,000円を追加し、6億4,540万9,000円、病院事業費用の総額に400万8,000円を追加し、6億4,540万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明が終了しました。

続いて、詳細説明を求めます。

議案第1号について、伊丹参事兼企画総務課長ほか関係課長の説明を求めます。

議案第1号お願いします。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 平成27年勝浦町マラソン議会ひな会議に提出いたしました議案第1号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてご説明をいたします。

初めに、今回の補正予算の編成につきましては、地方創生事業を予算化しております。国において、昨年11月に創生法が成立し、12月に創生本部、総合戦略が閣議決定されております。この地方創生法の目的は、少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口減少を抑制するとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力のある日本社会を維持するためのまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実証するものでございます。

事業の実施期間は平成27年度からの5年間ですが、平成27年度の事業につきましては、緊急対策として経済の活性化を図るため平成26年度の補正予算で対応することとなっております。このために、今議会において補正予算を提出をいたします。

本町への交付額と予算ベースでございますけれども、人口減少、それから少子・高齢化などの地域が直面する構造的な課題解決に取り組むための地域創生先行型の交付金が2,976万4,000円でございます。予算ベースといたしましては3,300万円でございます。また、地域の消費喚起や生活支援に取り組む消費喚起・生活支援型の交付金が1,412万1,000円、予算ベースで、事業でございますけれども、1,470万円となっております。予算の計上は、交付金を歳入の13款国庫支出金でうけまして、歳出は2款総務

費，企画費で一括計上いたしております。具体的な事業につきましては，各課から説明をいたします。

それではまず，予算書をごらんいただきたいと思います。

2ページをごらんください。

補正予算は，予算書の第1表，歳入歳出予算補正をごらんください。

補正額が3億2,417万7,000円を追加いたします。補正後につきましては38億2,841万円となっております。

次，8ページをごらんください。

第2表の繰越明許費です。

ずっと書いてありますけれども，企画総務費につきましては，2款総務費，1項総務管理費，社会保障・番号制度システム整備事業2,008万8,000円でございます。

それから，その下ですけれども，2項の企画費，地域活性化・住民生活等緊急支援事業，これがいわゆる地域創生の分でございますが，先行型で3,300万円，今回補正させていただきますと繰り越すという形になっております。その中で総務課に関するものは，800万円の町の総合戦略を策定する業務となっております。

それから，9ページでございます。

第4表の地方債の補正です。

これもずっと書いてありますけれども，このうち企画総務課分につきましては，過疎対策事業債のソフト事業であります定住住宅の建設の借り入れが12戸から5戸に減りましたので，その限度額を1,500万円と決めました。

続きまして，補正予算についてご説明をいたします。

歳出中心ということですが，歳入の交付金等が確定しておりますので，まずそちらのほうをご説明をいたします。

13ページをごらんください。

明細書ですけれども，歳入の3款利子割交付金の補正額が14万8,000円の減額となっております。

それから，4款の配当割交付金，これも補正額が346万8,000円の増額でございます。

第5款の株式等譲渡所得割交付金，この補正額が186万9,000円の増額です。

6 款の地方消費税交付金の補正額が138万2,000円の減額となっております。

14ページ, 7 款の自動車取得税交付金の補正額は79万2,000円の減額となっております。

8 款地方特例交付金の補正額が14万6,000円の減額でございます。

9 款地方交付税のうち, 普通交付税の補正額が2億742万4,000円の増額となっております。特別交付につきましては, まだ確定をいたしておりません。年度末に確定をする予定でございます。

それから, 15ページをごらんください。

11款の分担金及び負担金の1項負担金の補正額が287万円の減額でございます。

次, 17ページでございます。

13款の国庫支出金, 8 目の総務費国庫補助金の補正額が4,605万7,000円の増額となっております。これが, いわゆる冒頭に説明した地方創生事業でございます。先行型に2,976万4,000円, それから消費喚起・生活支援型に1,412万1,000円, それから社会保障・税番号制システム整備事業の補助金, これが217万2,000円と増額になっております。

次, 20ページでございます。

15款の財産収入, 1 項財産運用収入, 1 目の財産貸付収入の補正額が実績により37万9,000円の増額でございます。

その下の2項財産売払収入397万円の減額となっております。これは, 町有地の住宅分譲地が売却できなかったということでございます。

それから, 16款寄附金の補正額が26万円の増額です。

17款繰越金の補正額が2億4,200万円の減額です。これは, 今年度に財政調整基金の繰り入れをしなかったということでございます。

それから, 21ページをごらんください。

18款の繰越金の補正額が4億1,553万5,000円の増額です。

19款の諸収入, 雑入は369万6,000円の増額でございますが, 企画総務課分につきましては, コミュニティー事業が330万円の減額, それから消防団員の安全装備品の整備等助成金が50万円の増額となっております。

最後に, 20款の町債, 過疎債ソフト事業の補正額が2,100万円の減額ございま

す。これは、定住住宅の減の分でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

23ページをごらんください。

1 款の議会費の補正でございますけれども、165万8,000円の減額となっております。特に大きなものはなく、実績による減額となっております。

それから、2 款の総務費の補正額が3,583万1,000円の減額となっております。

24ページをごらんください。

主な内訳でございますが、減額となりますのが、特別職や職員の給料、これが1,173万1,000円、それから職員手当等で1,015万円、この2つにつきましては、人勧等による増額改定による見込みで不用が出ております。それから、共済費で270万円、それから役務費で125万円、委託料で587万9,000円、25ページへ移っていただいて、負担金の185万5,000円、これがそれぞれ減額となっております。

それから、5 目の特定目的基金でございます。これは、減債積立基金1億円の増額としております。

それからまた、6 目財政調整基金費積立金2億円を増額をいたしております。

これらの基金積み立てにつきましては、今後の事業の財源や町債の償還金、まあ、起債の償還に充てるための対応でございます。

次、7 目の情報通信設備管理費です。132万5,000円の減額となっております。

それから次に、2 項の企画費で1,872万7,000円の増額でございます。このうち企画総務課の事業といたしましては、先ほど申しましたように、地方創生先行型事業の総合戦略の策定費用として800万円を計上しております。この800万円の内訳でございますけれども、1 節の策定委員会委員さんの報酬、それから11 節の需用費、印刷代等です。それから、13 節の委託料で調査費や策定業務の委託料などが含まれております。

それから、一方減額となりますのが、主なものが、13 節の町勢要覧の委託料、これが209万7,000円、それから19 節の定住促進賃貸住宅家賃助成費の2,396万7,000円、これは先ほども何回も言っておりますように、戸数が減ったということでございます。それから、コミュニティ補助金が230万円などとなっております。

次、41ページをごらんください。飛びます。

消防費です。

8 款の消防費ですが、398万円の減額となっております。主なものは、9 節の旅費、それから18節の備品購入費などが減額となっております。

それから、45ページをごらんください。

11款の公債費95万6,000円の減額でございます。内容につきましては、1 目の元金償還金が36万6,000円の増額と2 目利子償還金、これが132万2,000円の減額となっております。

最後に、12款の予備費ですが、決算見込みにより1 億3,568万5,000円の増額です。

以上で平成26年度一般会計補正予算（第7号）の総務課分の説明といたします。

以上です。

○議長（大西一司君） それでは、関係課長の説明を求めます。

税務課。

それでは、前田課長。

○税務課長（前田泰子君） それでは、税務課の補正予算の詳細説明をいたします。

税務課資料の1 ページをごらんください。

議案第1号、一般会計補正予算（第7号）、目と節と補正額と財源内訳と説明を読み上げます。

歳出を申し上げます。

1, 社会福祉費, 28, 繰出金251万8,000円, 国費35万8,000円, 県費235万1,000円, 一般財源, 減額19万1,000円です。これは、国保特別会計の繰出金です。

5, 後期高齢者医療費, 28, 繰出金54万9,000円, 県費41万2,000円, 一般財源13万7,000円, 後期高齢者医療特別会計保険基盤安定の繰出金です。

続いて、2 ページをごらんください。

歳入ですが、1 ページの歳出で財源内訳を申し上げたところは省略させていただきます。

4 番目にあります返納金633万7,000円、これは後期高齢者医療の返納金であります。平成25年度の精算によるものです。広域連合からの決定通知によるものです。

以上が税務課関係の一般会計の補正でございます。

○議長（大西一司君） それでは続いて、住民課。

笹山課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 歳入の説明でございますが、17ページの13款国庫支出金、委託金、衆議院議員の選挙費委託金で148万4,000円の減額でございます。

21ページの諸収入、19款、5雑入の中の23でございますし尿処理費施設維持費過年度分32万円の増額でございます。

支出のほうでございます。

27ページ、2款、4項戸籍住民基本台帳費、システムの変更委託料100万円の減額でございます。

その下、2款総務費、5項の選挙費、衆議院議員選挙費、補正額56万円の減額でございます。

それから、31ページ、3款民生費、1項社会福祉費、4目の国民年金費10万4,000円の減額でございます。

それから、33ページ、4款衛生費、1項の保健衛生費の4目環境総務費、そのうちの1節報酬4万2,000円の減額でございます。13節20万4,000円の委託料の減額、それから19節負担金、補助及び交付金の減額でございます。

次に、34ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費50万9,000円の減額でございます。

それから、同じく3目158万5,000円の減額でございます。これには不燃物の主なものとして、13節委託料58万6,000円の減額、増額といたしましては、徳島県東部地域環境施設整備推進協議会負担金10万4,000円の増額がございます。

4目廃棄物再生利用等推進費56万円の減額でございます。

それから、5目合併浄化槽推進費549万6,000円の減額でございます。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 続いて、福祉課。

大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 第1号議案、福祉課関連の説明をさせていただきますが、福祉課、説明の欄を中心に歳入のほうは特定財源の説明という形にさせていただきます。

予算書26ページをお開きください。

先ほどの地方創生事業関連でございますが、13節の委託料、説明No.23番の調査業務委託料100万円、これは地方創生事業の中で子育て包括支援センターという事業名がございますが、具体的に申し上げまして、勝浦町の子ども・子育て会議の答申案でも強く望まれておりました現在老朽化している子ども・子育て交流センター等を現地で建て替えるか、ないしは別の場所に移転されるか、そしてその機能強化を図っていく計画を立ち上げるための基本計画の委託料を計上したものでございます。建物のデザイン、その他立地場所、内容等の選択協議のための基本設計を委託したいと思えます。

その下のほう、19節の338町出産祝金制度交付金、これは議会終了後の日付で基準日を設けまして、それ以降出生される町内在住の第1子で3万円、第2子で5万円、第3子以上で10万円、第1子を15名分、第2子を15名分、第3子以上8名分で、計200万円を計上してございます。これ支給対象要件としましては、母親が出産の日に勝浦町に住民票を置いて、今後とも引き続き勝浦町に在住する意思のある方等を支給要件にしたいと思えます。

右隣の27ページに移ってください。

同じ総務企画費の19節339の町就学前子育て応援交付金、これは町内の保育所に在籍する5歳児が納めた保育料相当額を就学前の子育て応援交付金として支給します。今のところ申し込み等で予定してるのが、27年度保育料、入所予定31名を予算化してございます。

その下、340生活弱者支援地域商品券の交付金でございますが、これは同じ地方創生事業に基づきます対象世帯を母子世帯48、父子世帯19、多子世帯167、重度障害者世帯181等の513世帯に、いずれかに属する世帯でございますが、1軒当たり1万円の商品券を交付という生活弱者支援地域型の事業でございます。

地方創生関連の2、2、1企画費は以上でございます。

続きまして、30ページをお開きください。

3、1、1の社会福祉費でございますが、臨時福祉給付金事業、711臨時雇賃金、6カ月の予定が4カ月で済んだがために、23万8,000円の減額、システム構築委託料が必要のない制度分がございまして10万8,000円の減額、福祉金事業費につきましては、制度の確定に伴いまして、対象となる申請者数が絞られました件で、当初国に申

請し、また県から500万円の減額、特定財源は13, 2, 1, 1の7で16ページ、534万5,000円も、同じように減額となります。

31ページに移ってください。

3, 1, 2の障害福祉費でございますが、20の扶助費、身体障害児扶養手当、心身障害者扶養手当、身体障害者福祉年金、これいづれも決算見込みによりまして、それぞれ減額します。障害者自立支援給付費も決算見込みによりまして2,908万6,000円の減額、その下、重度障害住宅改造事業費も決算見込みによりまして60万円の減額、その下、障害児通所支援事業費600万円も決算見込みによりましての減額と。特定財源につきましては、国費50%、県費約25%はともに減額補正となっております。

その下、23の償還金、返還金が346万1,000円ございますが、これは25年度精算に基づきまして国費の返還分が発生しております。

その下、老人福祉費でございますが、299の食の自立支援事業委託料、当初予定しておりましたより1,300食弁当の配食事業がふえまして、71万5,000円の追加補正、特定財源としましては、利用者負担料、12, 1, 1, 3, 1にございますが、39万円の使用料が特定財源として追加となります。

その下、緊急通報体制整備事業委託料、これは26年度の通報8件で、計算見込みによりまして13万円の減額。

その下、19の311町敬老会活動補助金、実績見込みによって2万5,000円の減額。

その下、20の13敬老年金、実績見込みによりまして29万円の減額でございます。

32ページにお願いします。

3, 2, 1の児童福祉費の総務費でございますが、子育て臨時交付金の分でございますが、職員の時間外勤務手当が6万1,000円の減額、需用費、消耗品費が1万4,000円、印刷製本費が1万9,000円、役務通信費が4万円、委託料につきましても、システム料が製造の確定に伴いまして安く上がりまして10万8,000円の減額、ともに実績見込みによる減額でございます。当然特定財源でございます国の補助金も24万2,000円が減額となります。

その下、307地域子育て拠点整備事業委託料につきましては、制度改正に伴い、基準額の変更によるもので、3万3,000円の追加補正となりますが、特定財源で、国費で1万1,000円、県費が1万1,000円、追加収入となります。



その下、19の316保育所運営負担金でございますが、制度改正に伴い、積算基準である保育単価がことし4月にさかのぼって追加交付されるものに対応するため158万1,000円を追加補正させていただければと思います。国費が2分の1、県費4分の1は、法定どおり特定財源に充当されます。

その下、障害児保育事業補助費、該当児童が1名減となったため実績によりまして132万4,000円の減額、特定財源、国費3分の1も減額となります。

その下、20の7、児童手当費、実績見込みによりまして470万円の減額、特定財源である国費と県費381万円も自動的に減となります。

その下、23の5返還金は、25年度精算によります保育所運営費の精算額5万4,000円が必要となります。

33ページに移ってください。

4, 1, 1の保健衛生費でございますが、313の予防接種委託料、実績見込みによりまして483万5,000円の減額、その下、健康増進事業費、3, 1, 5の健康診査委託料でございますが、これも実績見込みによりまして261万2,000円の減額、特定財源としましては、国費13, 2, 2に140万円の減額ということになります。

一般会計補正予算案につきまして、福祉関連は以上でございます。

○議長（大西一司君） 続いて、産業交流課。

野上課長。

○産業交流課長（野上武典君） 産業交流課関係の補正予算でございますが、事項別明細の3、歳出で説明させていただきます。

先に、地方創生の事で26ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、1目企画費のうち、産業交流課関係の補正予算については、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型予算として3事業ございます。

1つ目は、勝浦貯蔵みかんブランド化推進事業で、平成27年度において、秋と冬に県内外、これに3カ所の手量販店等のスペース等を借り上げて、みかんフェアを実施する予定でございます。全体の事業費といたしまして200万円、その中で大きなものとしては、14節の借り上げ料150万円等でございます。

2つ目は、移住、定住対策事業といたしまして事業費800万円を計上してございま

す。町内に移住しようとする方への支援として、空き家調査、空き家情報の構築と公開、それに200万円、それから空き家改修事業補助金、これに300万円及び新築やリフォームの助成300万円を予定いたしております。価格につきましては、補助金につきましては19節に401説明番号と427の説明番号にございます。

それから、3つ目といたしましては、新たな交流による地域活性化事業といたしまして事業費300万円、来年3月に町長の所信表明でもございました全国規模のひな祭りに関するサミットを計画しております。そのほか、地域イベント、それから既存のイベントの拡充などを予定いたしております。「ひなサミット」につきましては、補助金を100万円、その他経費として50万円、それから例年行っております「元気市」を拡充いたしまして150万円で、それから新たなイベントとして「勝浦クエスト」を2回ほど予定いたしております。それにかかる経費が50万円等でございます。

もう一つ、地域活性化・住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型予算といたしまして、県が実施する地域経済生活支援事業負担金といたしまして240万円で、町が例年商工会に補助して行っておりますプレミアム付き地域商品券発行事業に650万円を予定いたしております。いずれの商品券も20%のプレミアム率での発行となります。

続きまして、35ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては、余剰経費を減額したものでございます。

それから、2目農業総務費につきましては392万5,000円の減額補正でございますが、大きなものといたしましては、青年就農給付金が予定いたしておりました3名の新規就農者ができなかったことから375万円の減額となっております。

3目農業振興費につきましては449万5,000円の減額補正でございます。大きなものといたしましては、36ページをお開きください、19節の県単農業振興補助が事業要望がなかったため300万円の減額となっております。そのため、収入につきましても240万円の減額となっております。その他は余剰経費の減額でございます。

4目水田利用対策費につきましては、余剰経費を減額したものでございます。

6目中山間地域等直接支払事業費でございますが、336万4,000円の減額補正でございます。19節の中山間等直接支払交付金が当初の見込みほど協定地面積がふえなかつ

たことにより196万8,000円の減額となりました。また、この中の科目の中の農地再生事業につきましても、要望がなかったため137万4,000円減額となっております。

7目土地改良事業推進費につきましては、昨年度、平成25年度の3月補正予算におきまして計上した県営畑総施設保全合理化事業の予算におきまして、26年度、県のほうでおおむね事業完了に至ったことから、今回26年度の19節の県営土地改良事業負担金880万円が減額となりました。

37ページをごらんください。

8目農村婦人の家運営費につきましては、余剰経費を減額したものでございます。

5款、2項林業費、1目林業総務費につきましては500万円の増額補正で、8節報償費、有害鳥獣駆除の謝礼を500万円増額いたしております。2月末現在で、その報償費の実績総額が950万円余りとなっております。

2目林業振興費につきましては149万円の減額補正で、林道等の維持補修工事がなかったことから、工事請負費等の100万円のほか、その他経費を減額したものでございます。

38ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費及び3目の地域交流推進費につきましては、余剰経費を減額したものでございます。

それから、間にあります2目の観光費につきましては、歳入13款の国庫支出金、2項、8目のがんばる地域交付金の充当配分調整のため20万円の財源を振りかえております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） あと2つ。建設課。

柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 建設課の補正予算の説明をいたします。

まず、8ページ、第2表の繰越明許費で、5、農林水産業費の中の国土調査事業で、繰越額が1,117万円、これは平成26年度の補正分を繰り越したものです。

それと次に、土木費といたしまして、町単道路改良事業ということで1,600万円、これについては町単改良事業の生名椋の木線と久国中央線、棚野立川線、中山土地線を計上しております。

その下の道路改良事業としまして2,230万円、これは社会資本事業でありまして、石原家台中山線の改良工事、生名大井線の改良工事、それと橋梁整備で長寿命化2橋、星谷岩屋線と与川内庚申線を計上されます。10、災害復旧事業費で1,600万円、これについては公共土木施設作業普及事業の与川内中道線を計上しております。

では続きまして、33ページをお開きください。

33ページで、4、1、4、環境総務費の中で、小規模飲料水供給施設等整備費補助金でマイナスの18万4,000円の減額補正です。これは、平成26年度の実績に伴う減額補正でありまして、財源は一般財源でございます。

その下の28の繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金でマイナスの3,957万5,000円の減額補正でございます。この詳細につきましては、議案第3号の平成26年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算で説明をしたいと思います。

続きまして、37ページをおあけください。

37ページの農林水産業費の5の1の11、その19の負担金及び交付金でございます。それと、22の補償の関係も申します。それで、広域農道負担金として55万円の追加補正でございます。平成26年度の補正の事業費ベースの4,000万円に対しまして550万円の追加補正がありまして、それに対する負担金の追加でございます。そのほかにつきましては、精算による不用となったものでございます。財源は一般財源でございます。

同じ37ページの5の1の13の国土調査事業費、その13の委託料でございます。地籍調査業務委託料で、平成26年度に補正配当がありまして、委託費を1,000万円追加するものであります。実施予定地区といたしましては、中山の6-1、6-2地区でありまして、西婆羅尾の上の部分と下の部分を予定をしております。その他は精算による不用額となっております。財源は国庫支出金でございます。

同じ、次に37ページの5の1の17、農業基盤整備促進事業費でございます。その中の15の工事請負費で、工事費で20万円を追加するものでございます。本体工事に加えまして附帯工事の費用が必要になり、追加するものであります。財源については、一般財源でございます。

続きまして、38ページをお開きください。

38ページの5、農林水産業費の5の2の5、県単林道事業費でございます。これに

については、県単林道事業費で総額304万8,000円の減額補正を行うものでございます。当初事業費ベースとして400万円の予算要望をしておりましたが、150万円の配当となったことから減額補正に至りました。財源は、県支出金が150万円、一般財源が154万8,000円でございます。

続きまして、39ページをごらんください。

39ページ、土木費で、7, 1, 1, 土木総務費、総額がマイナスの179万1,000円の減額補正を行うものです。年度内の精算により不用となったものでございます。財源は一般財源でございます。

同39ページの下の表です。

7, 2, 1, 道路橋梁維持費でございましてマイナスの23万9,000円の補正でございます。年度内の精算により不用となったものでございます。財源は一般財源でございます。

同39ページの7, 2, 2, 道路橋梁維持費ということで501万円の財源振り替えをいたしました。これは、がんばる交付金を充当したものでございます。

続きまして、39ページの7, 2, 3, 県単道路改良費でございます。県単道路改良費で総額889万7,000円の減額補正を行うものであります。内容につきましては、13の委託料500万円の減額は、沼江バイパス3期の工事の測量設計に伴います残土処理場の計画の費用でありましたが、沼江バイパス3期工事の測量設計が27年度に実施予定となったことから不用額といたしました。なお、27年度予算に同額を計上しております。

19の負担金374万7,000円の減額は、県単事業の年度内配当の精算による減額であります。

次に、22, 補償費15万円の減額についても、年度内精算による不用となったものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、39ページから40ページの分で、7, 2, 4, 道路改良費でございます。それで、道路改良費の工事費でマイナス1,760万円の減額補正をするものであります。内容の内訳は、マイナス60万円ががんばる交付金を充当した与川内の張り出し歩道の点検委託の請負差金でございます。それで、残りの1,700万円は社会資本交付金事業の配当がなかった分についての減額補正でございます。財源につきましては、

国庫支出金，国費が1,197万5,000円，一般財源が362万5,000円となります。

続きまして，40ページをお開きください。

40ページの7，土木費，7，3，1，河川維持費の賃金で27万3,000円の追加補正をするものであります。年度内精算により追加となったものです。財源は一般財源でございます。

同じく40ページの7，3，2，県単急傾斜地崩壊対策事業で総額1,050万円の減額補正をするものでございます。事業要望の問い合わせはありましたが，最終的に希望がなかったことから減額をさせていただきます。財源は，県支出金が500万円，その他負担金が450万円，一般財源が100万円でございます。

続きまして，41ページ，7，4，2，一般住宅費でございます。木造住宅の耐震事業で総額1,700万円の減額補正をするものであります。この事業についても，目玉商品として日ごろから耐震事業をアピールしてまいりましたが，不用額が発生いたしました。財源につきましては，国庫支出金が673万8,000円，一般財源が1,026万2,000円です。老朽危険空き家の除去支援工事については，5件の予算を計上しておりましたが，3件が採択されて執行をしております。

最後に，44ページ。

災害復旧費でございます。10，1，2で総額が1,050万円の減額補正をするものであります。財源は，国庫支出金が1,038万5,000円，地方債が710万円，一般財源が698万5,000円の補正でございます。その要因といたしましては，国庫支出金の地方債の減額は2点の要因がありまして，1点目は査定の結果に伴うものと，2点目は請負差額によるものでございます。

以上で建設課の議案第1号の補正の予算の説明を終わります。

○議長（大西一司君） それでは最後に，教育委員会の久木事務局長。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） 教育委員会分をご説明いたします。歳出歳入あわせて説明させていただきます。

まず，26ページをお開きください。

2款総務費，2項委託費，1目企画費の13節委託料，その457番の業務委託料，これが500万円のうち350万円が地方創生による町民体育大会の開催費用をK - F r i e n d s のほうに業務委託して実施するというふうにしております。

それから、42ページをおあげください。

9款教育費、1項教育総務費の1目教育委員会費480万円の減額をしております。内訳につきましては、2番、奨学金の貸付金、3番の入学資金貸付金、いずれも貸付実績による減額といたしております。

それから、2目の事務局費でございますが217万1,000円の減額。その内訳としまして、2、給料、これ特別職の給料、それから職員の給料の74万9,000円の増ということです。特別職の給料につきましては、主に教育長の不在っていうところによります。それから、4節の共済費ですけれども、市町村職員共済組合の負担金、これも実績による減額となっております。

それから、3目の義務教育振興費ですが、歳出をしまして773万6,000円の減額をしております。歳入のほうも、国庫支出金600万円の減にしております。その内訳は、13、2、8、1、3のがんばる地域交付金、これの減額でございます。これは、生比奈小学校の太陽光発電の財源としております。それから、その他のところの財源で3万1,000円、これは11、1、4、1、3の少年自然の家保護者負担金の減額というふうにしております。

歳出の内訳でございますが、8節の報償費、謝礼ですけれども、13万5,000円、これも実績見込みであります。それから、12、役務費、手数料54万4,000円の減額で、これは教職員の健康診断の減数による減額でございます。それから、児童・生徒の生活習慣病の健康診断の希望者の減というところでございます。それから、13節の委託料91万7,000円の減額しておりますが、その内訳としまして、4の設計監理委託料、これは生比奈小学校の設計、太陽光発電の設計監理の請負差というところなんです。それから、7の警備保障委託で11万3,000円の減、電気保安業務委託料5万1,000円減、業務委託料24万3,000円の減、これいずれも実績見込みとなっております。それから、14の使用料及び賃借料、使用料ですけれども、借り上げ料29万円の減となっておりますが、主に勝浦中学校とかのだいたいのバスの借り上げが主な減となっております。それから、15節の工事請負費、500万円の減となっております。これは、主に生比奈小学校太陽光発電、それから勝中のエアコンの請負差というふうになっております。

それから、43ページ、右のほうですけれども、9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費112万5,000円の減額しております。歳入のほうも、国庫支出金69万円の

減額をしております。主なものにつきましては、学校支援地域本部事業補助金などがございます。それから、その他のところを行きましても、12万4,000円の歳入の減をしております。これは、チケット収入の減額です。秋に行いました音楽のチケット収入の減です。

それから、歳出の内訳ですけれども、1、報酬14万8,000円減額しておりますが、これ青少年指導員、あるいは社会教育員さんの実績見込みによる減額でございます。それから、8の報償費の1、謝礼でございます。28万円の減額ですけれども、阿波人形浄瑠璃の開催が雨天によりまして中止されております。それによる減額というふうになっております。それから、9の旅費32万2,000円の減額と。これは、外国語助手の帰国費を、引き続き勝浦中学校におっただいてるということで、帰国費用が要らなかったということです。それから、11の需用費、食料費6万4,000円、印刷費11万1,000円、これともに実績見込みによります。

それから次に、役務費の保険料と手数料、2万6,000円、2万4,000円、ともに実績見込みによります。それから、19の負担金、外国青年関係ですけれども、外国人指導助手の入れかわりが、先ほども申しあげましたけれども、ございませんでしたので、それによる15万円の費用、要らなくなったということになります。

それから、2目社会体育費でございます。これが16万7,000円の減額となっております。これ町民大会の委託管理料です。

それから、下の施設管理委託料、これ星谷運動公園の委託料の精算によるものがございます。

次のページお開きください。44ページ。

6目の人権啓発推進費、歳出をしまして30万円の減額をしております。国庫支出金のほうも19万5,000円の減額となっております。歳出の内訳につきましては、1の報酬、人権推進委員さんの報酬の実績見込みによります。それから、9の旅費10万円減額しておりますが、これは町人権の台風のための不参加っていうことでございます。

それからその下ですが、9款教育費、5項学校給食費、2目調理加工費60万円の減額をしております。これは、需用費でございます、主に食料費50万円、食材費でございます。

以上です。



○議長（大西一司君） それでは、小休いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（大西一司君） それでは、再開します。

議案第2号、議案第6号を前田税務課長の詳細説明をお願いします。

○税務課長（前田泰子君） お手元の税務課資料の3ページをごらんください。

議案第2号、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、目、節、補正額と財源内訳を説明いたします。

歳出を申し上げます。

1、一般被保険者療養給付費，19，負担金，減額……。

（「これ資料の……」の声あり）

よろしいでしょうか。

減額4,000万円，国費，減額1,640万円，県費，減額360万円，一般財源，減額2,000万円。

1、一般被保険者高額療養費，19，負担金，減額800万円，国費，減額328万円，一般財源，減額472万円。

1、高額医療費共同事業医療費拠出金，19，負担金，減額19万8,000円，国費，減額の47万7,000円，県費，減額47万7,000円，その他，減額95万4,000円。

3、保険財政共同安定化事業拠出金，19，負担金，減額1,260万2,000円，その他，減額2,952万8,000円，一般財源1,692万6,000円。

1、直営診療施設勘定繰出金，28，繰出金，減額，99万円，国費，減額の99万円。

これは、勝浦町病院事業特別会計の繰出金です。勝浦病院の保険事業の実績によるものです。

1、予備費，99，予備費7,958万7,000円，一般財源7,958万7,000円。

歳出の合計，補正額1,608万7,000円の追加でございます。

続いて，4ページをごらんください。

歳入でございますが，3ページの歳出で財源内訳を申し上げた内容ですので，省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（大西一司君） それでは続いて、議案第3号、柳澤建設課長、詳細説明お願いします。

○建設課長（柳澤裕之君） それでは、議案第3号、平成26年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

では、歳出から説明をいたします。

予算書の8ページをお開きください。

簡易水道費で、1, 1, 1, 簡易水道事業費の一般管理費で総額180万円の減額補正となります。内訳は、記載のとおり、旅費が60万円の減額、使用料が80万円、それと公課費が40万円の減額となります。これは、平成26年度の実績に伴う補正でございます。財源は特定財源のその他の一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、簡易水道費、1, 2, 1, 簡易水道建設費の川北簡易水道建設費でございます。総額で1,772万5,000円の減額補正となります。内容といたしましては、委託料が減額の364万円、工事請負費が1,408万5,000円、これはいずれも請負差金でございます。財源は、国庫補助金の財源振り替え603万6,000円と地方債でマイナスの120万円の減額、特定財源その他の2,256万1,000円の減額、これは一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、6ページから7ページの歳入を説明いたします。

予算書6ページでございます2の繰入金につきましては、その下の表の繰越金から7ページの地方債までの間を先に説明をしましてから、最後に繰入金の算定の説明をしたいと考えております。

まず、6ページの3、繰入金、3, 1, 1, 1の前年度繰越金ということで、前年度繰越金が精査の結果、1,506万4,000円になります。

続きまして、その他の収入ということで、下の4, 1, 1, 1, 水道加入者が予定よりも多かったことから15万円の増加となりました。

続きまして、国庫支出金、5, 1, 1, 1, 国庫支出金603万6,000円の増額補正は、国庫支出金が当初予定額以上の配当になったことから補正するものであります。

続きまして、7ページです。

7ページの町債、6, 1, 1, 1, 簡易水道事業債でマイナスの120万円は、事業費の減額に伴う減額補正でございます。

それでは、お手元に先ほどお配りした書類で説明をいたします。説明の内容については、先ほども申したように、繰入金の減額に伴う説明でございます。

一般会計繰入金がマイナス3,957万5,000円でございます。この内訳は、大きく分けると3点になります。①、②、③というふうなことで、まず①については、川北簡水道路事業で、財源振り替えと歳出減額分としてマイナスの2,271万1,000円になります。

続いて、②でございます。繰越金補正分といたしましてマイナスの1,506万4,000円でございます。それについては、ページ6の2表目の額と同額でございます。

③については、一般管理費歳出減額分といたしましてマイナス180万円、これはページ8の1の表をごらんください、合計いたしますと3,957万5,000円となります。

それで、前に戻りまして、①の説明を次にさせたいと思います。2,271万1,000円の説明の計算方法については、歳入の補正額で4、5、6それぞれを合計いたしまして算出をしております。算出の補正、それで下でそれを歳入はプラスをマイナスに置きかえて計算いたしますと、2,271万1,000円になります。

以上、内容をかいつまんで申しました。

その他は、予算書の3ページの上段、その他、3ページの上段で、第2表、継続費の補正ということで、川北簡易水道事業で平成26年度と27年度の年度割を補正しております。まず、平成26年度の補正前が2億1,950万円が、補正後には2億177万5,000円となりました。差額といたしまして1,772万5,000円の減額となっております。これは主に、先ほど説明しましたように、請負差金でございます。

次に、27年度で補正前が1億2,290万円の補正が、補正後といたしまして9,268万3,000円と3,021万7,000円の減額になっております。これは、配管ルートの見直し等によるものでございます。

以上のことから、総額で4,994万2,000円の減額となっております。

予算書の3ページの下、第3表、債務負担行為補正の表をごらんください。

これは、平成27年度から29年度までの水道組合への簡易水道施設の管理委託の限度額を補正するものでございます。

最後に、予算書の9ページに、川北簡易水道事業の継続費の調書を記載しております。これにつきましては、先ほど説明いたしました3ページの継続費の補正があった

ことから、この調書を数字を変えて登載しております。

以上、議案第3号の平成26年度の勝浦町簡易水道事業特別補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（大西一司君） それでは続いて、議案第4号と、続いて第5号、笹山住民課長、詳細説明をお願いします。

○住民課長（笹山芳宏君） 勝浦町住宅新築資金と貸付特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

資料、補正予算の5ページをお開きください。

5ページ、1款住宅費、1項住宅新築資金等貸付金、そのうちの1目貸付管理費11万2,000円の減額補正でございます。

それで、入のほうで、前に戻りますが、4ページ、3の1の1、滞納繰越分で11万5,000円増額がありました。その上でございます2の1の1、前年度の繰越金が精算で9,000円の増額その上、1の1の1、一般会計の繰入金が23万6,000円の減額補正でございます。

以上です。

次に、農業集落排水事業特別会計の補正予算でございます。

資料をごらんください。

5ページの歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費の1目農業集落排水事業施設管理費374万8,000円の減額補正でございます。これは、事業の精算による補正でございます。

それに伴いまして、4ページでございますけれども、同じく繰越金が、真ん中ですが、4の1の1、77万2,000円の増額で、事業収入、その下、5の1の1、新規の加入が2件見込んでおりましたが1件でございましたので、30万円の減額で、一番上の3の1の1、一般会計からの繰入金422万円の減額。

以上でございます。

○議長（大西一司君） それでは続いて、議案第6号、前田税務課長の詳細説明を求めます。

○税務課長（前田泰子君） 税務課資料の5ページをごらんください。

議案第6号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、歳出を申し上げます。

1、後期高齢者医療広域連合納付金、19、負担金、財源は一般財源です。減額780万2,000円、広域連合からの決定通知によるものです。

次に、歳入の一般財源の内訳を申し上げます。

1、普通徴収保険料現年度分、減額849万4,000円、広域連合からの決定通知によるものです。

1、保険基盤安定繰入金54万9,000円、広域連合からの決定通知によるものです。

1、前年度繰越金14万3,000円、広域連合からの決定通知によるものです。

以上でございます。

○議長（大西一司君） それでは最後に、議案第7号、岡本病院事務局長の詳細説明を求めます。

どうぞ。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 議案第7号、平成26年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）の3ページをごらんください。

支出から説明をさせていただきます。

病院事業費用、補正額が400万8,000円。内訳でございますが、医業費用の給与費63万4,000円の増額でございます。さらに、内訳としまして、節で給料が305万1,000円の減額、これは正規職員を募集しましたが応募がなく採用ができなかったため減額となっております。それから、手当は実績による減額となりまして86万7,000円、賃金は、臨時看護師等の雇用を行いまして、実績で271万3,000円の増額、報酬費のこれは医師等の外部から来られる先生の講習等でございますが、実績で475万円の減額、法定福利費も実績による増額で658万9,000円となっております。

続きまして、材料費でございますが540万7,000円の増額、薬品費で1,325万7,000円、これは院外処方に対応しまして当初予算を見込んで出しておったのですが、院内処方で薬を出す割合が多かったということで実績に応じて増額をしております。診療材料費は、実績に応じて645万2,000円の減額で、給食材料費も実績に応じて91万4,000円の減額、医療用消耗備品につきましても実績に応じて48万4,000円の減額、経費につきましては203万3,000円の減額、これは賃借料としまして203万3,000円の減額で、主に在宅酸素の患者さんに対して機器等の貸し出しをリースとし

て病院のほうを支払いをしておる分が実績患者より少ないということで減額させていただきます。

続きまして、収入のほうの説明をさせていただきます。

2 ページの収入、1、病院事業収益372万4,000円の補正、医業収益1億1,107万3,000円の減額。内訳としまして、入院収益8,311万7,000円の減額。さらに、内訳としまして、保険診療報酬8,064万2,000円の減額、一部負担金638万8,000円の減額、その他の診療報酬391万3,000円の増額、入院患者の減少に伴う実績となっております。外来収益でございますが1,950万6,000円の減額、保険診療報酬1,720万8,000円の減額、一部負担金273万8,000円の減額、その他の診療報酬44万円、これも患者数が少し少なくなっておりますのと、先ほど言いました院内処方の方の実績を出してみますと金額が実績で下がったということになっております。それから、介護給付費収入でございますが、102万5,000円の減収、介護報酬が81万6,000円の減収、一部負担金27万6,000円の減収、その他の介護報酬が6万7,000円の増額となっております。その他の医業収益742万5,000円の減額でありまして、健康診断料34万6,000円の増額、文書料が17万9,000円の増額、使用料が225万4,000円の減額、これは入院患者が少なくなっていますので、個室の部屋代が主な使用料でありますので減額となっております。公衆衛生活動料569万6,000円の減額、これは予防接種、あるいは乳児健診等公衆衛生活動の収入でございますが、インフルエンザ等予防接種する人数の減少に伴いまして減額となっております。

続きまして、3 ページの医業外収益でございます。1億1,479万7,000円の増額となっております。他会計負担金が1億1,464万7,000円の増額、一般会計負担金となっております。国県補助金9万円の減額、これは保険事業が実績によって事業費が少なくなりましたので、補助金のほうも9万円減額となっております。

続きまして、患者外給食収入24万円の増額、こちらは入院患者の付き添い者の給食費でございます。こちらは実績がふえておりまして、24万円の増額となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（大西一司君） それでは、以上で全補正、説明は終わりました。

休憩します。

午前11時57分 休憩

午後 1 時29分 再開

○議長（大西一司君） それでは、再開します。

詳細説明は終わっております。

それでは、議案第1号について総括質疑を行います。

議案第1号について質問がある方はどうぞご質疑願います。座ったままで結構です。

ほな、5番議員。

もうどんどん言ってよ。

○5番（国清一治君） ちょっと小休中にもお願いしたことなんですが、確認なんです、今回説明資料のことでお願いしていますが、これを自治法の211条にこれはつきり書かれていますので、これに従って、議会から要請があったら提出をしていただきたいです。

それでは、議案第1号の質問いたしますが、ちょっとアバウトな質問しますが、今回で第7号ということで、補正をだんだんとしてきました。これ当初から比べると6億1,000万円の増額ということになっておりますが、今回年度の最終ということで精算をされ、減額をしている予算がほとんどなんですけれども、この減額した額はトータルでどれぐらいになりますか。不用額ですね。

○議長（大西一司君） できとん。わかる。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 調べておりますけども……。

○議長（大西一司君） ほな、ちょっと……。

○5番（国清一治君） ちょっと私が言いますので、間違うとったら言うて下さい。

この出された予算書5ページ、6ページ、歳出の5ページ、6ページ、7ページにわたって歳出の補正が出されておりますが、これで見るとはうろこ、減額されたのが1億4,600万円ですね。当初から全体では6億4,000万円ぐらいと言っておりますが、ここで1億4,600万円ぐらい減ってます。その反面、総務費の中で、基金積み立て3億円になってます。これと、予備費に1億3,500万円、これで4億3,500万円。合わせて6億円近いお金が私は余剰金としてあるんじゃないかと、出てきたという解釈

なんですが、この財政担当としての解釈はどうでしょうか。

○議長（大西一司君） どうぞ、伊丹参事。

座ったままで構へん。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ちょっと細かい計算はわかりませんが、おおよそそれで結構だと思いますので、毎年のことですけど5億6億円ぐらいの剰余金が出まして、それで決算積み立てなり積み立てをしておくというのが現状です。ことしについては、先ほど冒頭に申しましたように、2億円の財調とそれと減債1億円、今後のことも考えまして、償還のことがございますので積み立てをしたということになってます。

○5番（国清一治君） いや、私が言いたいのは、こういう予算の組み方が正しいのかということ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 勝浦町の場合はこういうやり方をしとんですけども、厳密に言えば3月31日できちっと精算をするということが一番好ましいんかと思ってます。これまでのやり方では、今までのやり方をしてきて剰余金を持ちながら次に前年度の繰り越してことに、勝浦町の場合はそういうやり方してます。必ずしもこれ法に抵触しておるわけではございませんけれども、きちっとするんであれば、3月31日、年度末できちんと締めて、1円単位までも決算をすると、それで専決なりするというのが本来正しいやり方だと思ってます。

○5番（国清一治君） いや、私がもう1つ言いたいのは、今ももう行政改革も進めようと思うんです。ほんで、こんだけ不用額を出してくる。これは、町として事業をやってないんか、やっとなのか、当初予算の編成が間違うとったんか、そこらの判断はどうなりますか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 特に福祉課とか教育福祉、給付金の関係が、該当者がおりますので、当然それは対象者の分の予算を組んでおります。現実的には申請なり該当者がいなかった、申請等がなくて支給しなかったということで、かなり大きな額については不用額で出てきておるのが現状でございます。

○5番（国清一治君） これもう一つ、計算の仕方変えますと、これうろこだけで拾うたら1億4,000万円やけんど、その中には基金は3億円出しとうわね。これをのけた不用額はうろこで出とんです、3,000万円。これと、病院に今回1億2,000万円、こ



れ後で議論があると思うんやけど、これを残した衛生費の不用額は5,500万円。それで2億3,000万円の不用額が出とんどすね。これ、ほこらが考えたら当初予算ってきちっと精査されて組んどんかいなと思うんですけれども、財政負担としたら、もうこれでやむを得んっていう判断ですな。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 繰り返すようになりますけども、対象額で予算組むのか、対象の人数とかで予算を組むのか、それか前年度の実績で実際に組むのか、ここらも大きな判断になろうかと思うんです。前年度の給付費等にも合わせて現実申請受けた分を見込んですれば、かなり不用額は押さえられてくると思うんですけれども、勝浦町の場合は広くPRもして、給付をできる対象の方には給付をできるだけしていくというような形で、対象者の分の予算も全部含めておりますので、最終的には、結果的には不用額は出ると、過大な予算になっておるといのは現状だと思っております。

○5番（国清一治君） 去年もほうやったけど、ことしのこの決算状況を見る限り、非常に財政は余裕がある。片や、もっとしなければいけない事業があるんじゃないかと私は思ってますので、また後詳細の中で質問します。今回は以上にします。

○議長（大西一司君） 参事、ほんで資料つくってくれとん、この地域創生の入と出についての説明、ちょっと先にしといてくれるとありがたい。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今議員の皆様方のお手元に、先ほど指摘いただきました創生事業の資料を昼につくって、お渡しをしております。

簡単に説明いたします。

1, 2番と、1番は地域消費喚起・生活支援型事業という事業と2の地方創生の先行型事業と2つに分かれております。

1の消費喚起につきましては、交付金につきましては1,412万1,000円、これ、13款の国庫支出金で受けるようにしています。ほんで、歳出の分については、2, 1, 1, これ総務の企画費ですけども、補正予算としては1,470万円。同じように、下に先行型についても、交付金が2,976万4,000円で、企画費で歳出ベースとしては3,300万円の予算をしております。上の分につきましては、消費喚起っていう、生活支援ということですので、1番につきましては、地域経済振興支援事業と銘打ちまして、県がこれまでもプレミアムの商品券を発行しておりますので、これに町も乗っかりまし

て、240万円の商品券の事業をしたいと考えております。

それから、2番目のプレミアムつき地域商品券の発行事業というのは650万円、これは通常、これまでも2回ほどしてきとんですけれど、ことしに限っては、新年度に限っては県が前半行いますので、後半に1回、20%のプレミアム率をもって商品券を発行したいと思っております。

それから、③の生活弱者支援地域商品券発行事項、これ580万円ということで、各課からの説明もありましたように、生活の弱者、いわゆる母子、父子、多子、それから重度心身障害者の1級、2級まで、これのいずれかに該当する方に1万円の商品券を寄附したいと思っております。

1、2、3につきましては、タイトルどおり、消費の喚起と生活の支援をしていきたいというな考えてます。

それから、下の先行型ですけれども、1から5までありまして、1つは、勝浦貯蔵みかんブランド化の推進事業ということで、ブランドのミカンをできるだけ売りたいということで、宣伝をしたいということで量販店等に出向いて消費拡大なりPRをしていきたいということで、200万円計上してます。

それから、2番目の移住の定住対策事業ですけれども、これ800万円ということで、今まで定住、空き家対策してきましたけど、なかなか財源的なこともあって進んでおりませんですけれども、この創生資金を利用しまして空き家バンクをつくっていききたい。これに200万円。それから、なかなか実際に改修ができませんので、来たいという方がおりましたもなかなか住んでいただく空き家がないということで、この際空き家、新築等に対して、改修の補助を出す。これについては600万円の補助を予定してます。それから、新たな交流による活性化事業ということで、観光交流の人口の増加ということを掲げまして、全国ひなサミットに150万円、これも100万円補助です。50万円くらいは事務費になってます。それから、元気とか勝浦クエストに対しますイベントに対して200万円、それからことし、ことしっていか新年度ですかね町民祭のほうを徐々にされるということで350万円。

それから、4番の子育て支援対策事業ですけれど、これは800万円を組んでおります。この内訳は、子供を産み育てる支援ということで、出産祝い金、これが1人目、2人目、3人目で額が違うんですけど、200万円。それから、就学前の5歳児の保育

料の実質無料化、これにつきましては、5歳になる方はほとんどが就学前ということで保育所に来られますので、平等、公平感からいっても一番適当な年齢ではないかと思っておりますが、この方について保育料を、一旦納めていただくんですけども、返すと。返還をして、保育料の無料化によって支援をするということで、600万円としております。

それから、最後の勝浦町の総合戦略策定事業ですけども、27年度から5年間の勝浦町で行う地方創生の事業の計画を練ります。このうち総合戦略については700万円を計上しとんですけれども、子育て支援包括センター、沼江にあるんですけども、この機能をもう少し充実したいということで、沼江の今の施設を使うのか、また新たな場所、皆さんがご利用いただける利便性の高い場所をするのかと、そういうことで、一応調査研究をしたいと思って100万円を組んでおります。

事業の中身はそういうことです。

それで、今回各課の事業で科目で予算を組んだらよかったです、全部総務企画費でまとめて組んでおります。この事業、平成26年度の補正予算ということで、繰越事業になります。繰り越しますと、各科目で予算を組んでおりますと各科目間の流用ができません。ですので、もし交付金とか、あと事業費が過不足になった場合、ふえたり減ったりした場合に、科目が別でありますと流用がききませんので、最悪の場合、交付金が未執行になったりする場合がございますので、1つの科目であれば流用がきくというようなことで、苦肉の策といいましょうか、町にとってはそういう組み方のほうが有利だということで、1つの科目に組んで流用させていただくというようなことで、2、2、1の企画費のほうで組まさせていただいたというふうな状況でございます。

○議長（大西一司君） 地方創生に関する補助金の使い道計画は今のとおりでございます。

全体的にも質問をどんどんしてください。

この今の説明であった子育て、5歳児っていうのは、今まで第3子かいな、何かあったと思うんだけど、もう全然全部、全員に……。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） その事業……。

○議長（大西一司君） 長男であっても次男であってもオーケーっていうことで。

- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　そうです。以前までの第3子の無料化っちゅうのあります、当然。それ以外に、新たに5歳児は一旦保育料……。
- 議長（大西一司君）　重複っちゅうか、別になるん。
- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　対象者は違いますんで。
- 議長（大西一司君）　いや……。
- 10番（川端雅夫君）　今までのもするんじゃろう。
- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　今までのもやります。
- 10番（川端雅夫君）　ほの上に……。
- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　加えてこれをやります。5歳児。
- 4番（・公一君）　第1子，2子。
- 議長（大西一司君）　いやいや，だから全部第1子も2子も全部いけるっちゅうことやったら，第3子には別に今までのも出すの。あるんで。
- 10番（川端雅夫君）　あるんで。
- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　ほなけえ，重なって。
- 議長（大西一司君）　重なるんで。ほな，プラスになるんで。
- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　重なった場合はどっちかです。
- 議長（大西一司君）　ちゃうんだらう。
- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　重なった場合です。
- 議長（大西一司君）　重なった場合はないと。
- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　もちろん無料になりますので，5歳児は。
- 議長（大西一司君）　ああ，うんうん。ああ，ほうで。ひんずにはないんな。
- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　5歳児に限ってやりますので。
- 10番（川端雅夫君）　第3子の3歳，4歳とかはもらってええの。
- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　そうです。
- 10番（川端雅夫君）　今度は5歳児は全て無料になるの。
- 参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　そうです，5歳児の方だけ。
- 議長（大西一司君）　4番，どうぞ。
- 4番（節公一君）　まず初めに，ちょっとさっきの国清議員の関連で一つだけ確認しておきたいと思うんですが，今回の入のほうで地方交付税が2億円ぐらいふえと

うでしょう。これっていうのは、そのぐらいが想定範囲だったんですか。ほれとも、何か国の制度が変わってできたもんなんか。どんなんですか。例年のようにこのぐらいのもんなんですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 地方交付税については、国のほうから県を通して額が決定してまいります。最終的には、普通交付税につきましては、今回の時期に確定してまいります。ちょっと初めにも言いましたように、特別交付税については、年度末に再度確定して通達されるようになってますけれども、決定はそういう形で行われますけども、予算の編成時においては、交付税とかというものは、なかなか国がどうなるかっていうのはわかりませんが、初めに満額を組まさせていただけません。もし満額組んでおって、町のほうで歳入不結果になったときに大変こちらも苦労しますので、できるだけ交付税については低い額で見積もれよということになっておりますので、ここは交付税は低く見積もるほど財政的には健全だというような見方を国、県はしますので、できるだけ低く見積もっていくということで算定して、ほんで毎年その額については変わらず、13億円程度ですけど、そのあたりで普通交付税には見てますので、特別交付税については5,000万円、これもかなり多い、県、国からは0円にしてよと、当初は0円で計上せえというような指摘を受けておりますけども、なかなか財政が厳しいんで、当初5,000万円は計上させていただいておるといのが実情です。

○4番（籾 公一君） いや、違う。13億円初め組んどったでしょう、地方税ね。ほれが15億円、2億円ふえとうです、今回の補正で。それは大体想定内で、そのぐらいのこの範囲なんかということなんです。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今はっきりした額はわからんですけども、当初に全体の交付税額が1%上がるとか、予算ベースですよ、国の予算ベースで上がりますので、大体の予想はできます、上がる下がるは。だけど、確実にこれ国とか県の裁量、例えば財政指数とか人口の増減とか、それから施設ができたできないというのは交付税の算定基準がございまして、それによって変わってきますので、細かくはわかりません。

○4番（籾 公一君） それと次に、この地方創生の先ほど説明あった中で、ちょっと福祉課長にお尋ねしますが、この地方創生、先行型事業のほうの4番目にある出産

祝い金200万円のやつありますね。これ繰越の額になるんですが、いいですか、もとの予算書では26ページのときにあったんですが、この出産祝い金と就学前の先ほど今問題になってますね。これ今回の町長の所信表明の中にも出てきとんです、新年度の大きな事業とするということで。そんだけこれは大きな、言うたら力入れた事業になると思うんですが、先ほどの補正予算の説明のときにはこれサーッと流して普通と同じように、やっぱりこういうめり張りのついたやつはもう少し、それこそ資料でもつけてわかりやすいにしといてもろうたほうがありがたいと思うんですが、メモしようちに第1子への3万円が15人とかなんとか言いよううちには何や、本来、本当に目玉的なある程度の政策でしょう。こういうのは説明のときもちょっともう少しここを時間かけてやってくれるほうがわかりやすいと思うんですが、そこで1点、これこそちょっと聞き取りにくかったんで、確認することもあるんですが、これを始めるのは議会で議決をされてからってというようなことを言われたんですが、っていうことは、今回この補正予算が通ってからつくということですね。町民の方はまだわかりませんわね、これ。こういうことがあるかどうかっていうんは。それを知らせるまでの間、当然タイムギャップは出ますわね。これは、この周知っていうんは、申請したら給付するようにするのか、それとも届け出があった場合、自動的に役場のほうで調べる方法は当然あると思うんですが、住基ネットとか、いろいろ。どういうことで今これ制度はもうできとんですか。ほの点ちょっと。

○議長（大西一司君） どうぞ、課長。

○福祉課長（大西博己君） 実施要綱の原案でございますけども、一応予算の裏付けがとれる日が仮に3月3日としましたら、3月3日を基準日とします。それ以降に出産した保護者に対して90日以内に申請していただくという要綱になります。それが4月号の広報で載ると同時に、ホームページにもアップしますと。ですから、3月3日以降に生まれたお子さんの保護者が90日以内に申請いただければ有効となります。その説明でよろしいですか。

○4番（籾 公一君） 説明はいいんですが、それをわからなんだ人は、そしたら、言うたら見逃してもう終わりということですか。例えば、広報やって1回だけですかね。そしたら、そのときに皆が皆見ようとは限らんだろうし、ホームページやって見る人、普通のなかなか全部ではないと思うんですが、そこらあたり完全に、せっかく

のええ制度ができとんのに、申請してこなんたらあかんっていうんは、ちょっとこれでほんまにフォローできるんかなどうかももう少し、例えば出生届出してきた人には必ず、こういうんがありますよというような個別対応をするような必要とか、そこらあたりのことはどうなんですか。制度の中には入ってないんですか、それとも運用のところとでそういう具合にやっっていくというようなことでできるんですか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） もちろん出産届を出した段階で、母子保健衛生部門のほうに福祉課の事務が移ります。その段階で、そういう制度があるというのは本人に子育て政策の一環としてもお示ししますので、周知の少なくとも勝浦町内で生まれた方が周知漏れっていうのは一切考えておりません。年30件程度でございますので、まずほの辺は万全尽くすつもりではございます。

以上です。

○4番（笹 公一君） ちょっと手もとがあれで、メモが取れてないけど、第1子が3万円で15名言うたんですかね。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○4番（笹 公一君） ほんで、第2子が5万円で15名と。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○4番（笹 公一君） 第3子が10万円やった。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○4番（笹 公一君） これ引き算したら9名。

○福祉課長（大西博己君） 8名分。

○4番（笹 公一君） 8人。

○福祉課長（大西博己君） はい。200万程度の予算だと。

○4番（笹 公一君） 程度な。

○福祉課長（大西博己君） 200万円を上限として……。

○4番（笹 公一君） はいはい。

○福祉課長（大西博己君） 過去の出生率がそれぐらいなので、そのぐらいで何とかなると思います。

○4番（笹 公一君） わかりました。

とりあえず終わりますので。

○議長（大西一司君） ちょっと創生と関連してるこの子育て包括支援センターはやりかえる方向なんですか、これ。どんなんですか。土地から探していろいろするんですか。どんなん。

どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） この子育て包括支援センターというのは、あくまでも地方創生事業の中の事業名ですので、こういう名前にするかどうかはわかりませんが、今現在旧沼江保育所跡にあります子育て交流センターを、かなり老朽化してますので、選択肢の一つで、建てかえてそこに新しいのを建てるか、ないしは別にどこか利便性のいいところに建ててつくるかというような議論、選択協議のための基本設計をしていただくんですけども、具体的にどこにどういう名称のもんができるっていうのまではまだ決まっています。ただ、現行の子育て交流センターというのが県下でも有数の保育所に預けてないお母さん方に安心を与える事業というので、この事業は継続していきたい。この事業継続のために、建物が老朽化しとるとというのが発端ではございます。たださらにつけ加えれば、この計画につきましては、子ども・子育て会議とその計画の中でかなり意見の多かった答申案として出ております。

以上です。

○議長（大西一司君） 計画ではどのような計画なんですか、それは調査をことしはして、ほれで来年度に工事するとか着工かかるとか、どんな計画なんですか。

○福祉課長（大西博己君） まだそこまで、いつに設計していつ着工とまでは決めてませんが、とりあえず基本設計だけしておいて、後は有利な補助金を探して、そういう実施計画に持っていくというつもりではございます。規模としましては、現行の25人のお子さんが利用している程度のものからもう少し規模の大きいものを一応想定しておりますが、現在の沼江保育所そっくりの建物は必要ないと考えております。

○議長（大西一司君） これに関して何かありませんか、質問。

どうぞ、井出さん。

○8番（井出美智子君） 沼江地区の方から、子どもだけじゃなくお年寄りもあそこが利用できるようにしてほしいという要望を前言うたと思うんですけど、その子育て包括支援センターに併設して、地域のお年寄りの要望も含めて福祉課で対応でき



るような施策っていうのは併用してできないのかなと思うんですが、そういう計画はないんでしょうか。

○議長（大西一司君） どうぞ，課長。

○福祉課長（大西博己君） まだ基本設計の段階ですのでそこまで煮詰めてませんけども，子ども・子育て会議では，一番いいのは保育士を配置できたらいいんですけども，管理人を1人配置して，そしてお母さんとお子さんが集うて，お母さんは情報の共有，お子様のほうは社会性を身につけるという効果がございます。そこでさらに祖父母が連れてきたのも一緒に遊べるような機能をつけるというのが計画の中で盛り込めると思います。具体的に申し上げますと，徳島のアスティとくしまでやってる「子育てネットスペースすきっぷ」及び県立図書館でやっております「アソビバ！」そのあたりのそういった事業が展開できるような拠点に将来は整備していきたいなと考えております。

○8番（井出美智子君） 地域の方の要望も取り入れた形で取り組んでほしいと思います。

○議長（大西一司君） では，ほかに。

1番美馬さん。

○1番（美馬友子君） 今の関連ですけど，お父さんも行っていいんですよね。

○福祉課長（大西博己君） もちろんです。

○1番（美馬友子君） 男女共同参画の視点でよろしくお願ひしたいと思います。

○福祉課長（大西博己君） むしろお願ひしたいと思ってます。

○1番（美馬友子君） それから，子育て会議なんですが，前の質問の中で，3人目の保育料無料化と病後児，病児保育の検討をするっていうに言うたとか，何か結果出とんどですか。

○議長（大西一司君） 課長。

○福祉課長（大西博己君） 具体的にそういうふうにするという議論は出てませんけれども，広域の病児，病後児保育，より使い便利になったほうがいいという意見はたくさんございました。

また，もう一つ……。

○1番（美馬友子君） 3人目の保育料。

○福祉課長（大西博己君） 3人目の保育料につきましても、具体的にどういうふうにするというのは申し上げませんでしたけども、この子育て会議、計画が始まるさらに1年ほど前、法定のニーズ調査というのがございまして、保護者の経済的負担の軽減というのが75%で一番高うございました。ですから、それを計画に盛り込んで、今後経済的負担を軽減するような施策を盛り込むというような計画原案になっております。ですから、具体的に何歳児を無料にするとか、そこまでは会議では煮詰めております。

○1番（美馬友子君） この結果で5歳児を無料にしたっていうこと。

○福祉課長（大西博己君） もちろんそういうふうを考えております。

○議長（大西一司君） ほかに。

今ちょっと地方創生のことが出ようけん、この件でできたら集中したほうがええと思ふんじゃけんど。

8番。

○8番（井出美智子君） 地方創生のこの一番下の5番目の勝浦町の総合戦略策定事業5カ年計画の策定で予算が出てますが、これはコンサルに委託するお金なんですか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 若干冒頭でも話させてもらいますけども、一応700万円で戦略をつくりたいと思ってます。その費用の内訳ですけども……。

○議長（大西一司君） いけるわ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 策定委員会を立ち上げますので、その委員さんの報酬、それから印刷をしますのでその製本代、それから策定業務のこれは完全に委託を業者さんに委託をしたいと思ってます。あと、会議の食料費でありますとか、そういうものが含まれてます。

○8番（井出美智子君） 策定委員を選んでも、コンサルに委託をしなければ、こういうのはできないんですか。いつもコンサル料っていうのがすごく高くて、出されてくる事業計画っていうのは非常に一般的で、勝浦町の特徴を生かしたような事業っていうのに、こんなのはほんまに高い、こんだけ高いお金を出して、必要なんだろうかっていうような事業計画の印象があるんで、そこら辺をもっとコンサルの委託料を安

くして、勝浦町の特色を生かして、本当に町民が望むような計画っていうのが、今の役場の体制では不可能なんですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 委託にするかどうかって話なんですけども、今までも総合計画についてもそういう手法をとってまいりました。できないことはないんですが、これに費やす時間とか、企画とかがかなり時間がかかりますので、それに専念する職員を雇えばまた別になろうかと思えますけども、皆複数の業務を抱えてやっていますので、こういう委託業務でやっていきたいと思っています。これまでもできるだけ職員ができるところはやって、委託の業務からは外していくというような形はとっておりますけども、基本的には見積もりをとった結果がこういう金額出ておりますので、これを委託料に計上させていただいて、あとできるだけ経費節減を努めながら策定をしていきたいと思っています。

○8番（井出美智子君） できるだけ、何か余り意味がないように思うので、勝浦町のためになるような計画になってほしいとは思います。

○議長（大西一司君） 今の意見そのとおりで。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 地方創生の事業については、この戦略の中に書き込まなければ当然予算がつきませんので、それはそれで行っていききたいと思っています。おっしゃられることはよくわかりますので、委託料できるだけ下げて、ほかの事業もできるような形ですね、やってはいきたいと、努めてはいきたいと思っていますけれども、そういう形でご承認いただけたらと思います。

○議長（大西一司君） 関連やけど、諮問委員会っていうだけでなしに、広く町民からいろいろな意見を聞く機会が必要だろうと思うし、また我々議員としても、提案とか提言とか、そういうなんも皆さんいろいろ住民からも伺っとう、お話をとうとこも、課題もいっぱい持っとうと思うんで、そこらもちよっと考えていただけたらなっとう思うんやけんど。どうですか、参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） スケジュールとか。

○議長（大西一司君） ええ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 徳島県が今年度で総合戦略の骨子案を作成するという事になってます。勝浦町も、そのまま県の骨子案を参考にとするか、それに基づいて大体の策定会議を3月の後半か4月、県の策定委員会の骨子ができた時点

で1回目をしたいと思っております。そのときに、各階層ですけど、今想定をしておるんは、商工、観光、農林水産業から産業関係を、それから行政、教育、金融、地域、それから福祉、子育て、女性、こういう幅広い各層の委員さん選任して、その第1回目でご意見いただきたいと思っております。

2回目の会議ですけども、それを取りまとめながら、県の総合戦略の素案が県のほうが6月の県議会のほうに出されるという予定になっておりますので、6月か7月ごろに第2回目をしたいなと思っております。そのときにまた議員さんのほうから意見等を聞きながら、それを整理したり資料収集したりということで、町の基本方針の案をできたら2回目後には立てたいなと思っております。

それと同時に、皆さんから、委員さんとか、それから議員さん、それから町民の皆さん、皆様手法いろいろあると思っておりますけど、パブリックコメントとか、いろいろ手法はいろいろありますけど、そういうことを利用してご意見いただきたいと思っております。

できましたら、9月、10月ぐらいに素案をつくりたいと。これ私の思案ですけど、そのぐらいにしたいな。幾ら遅くても11月末ぐらいまでには完成したいなと思っております。これは、12月に新年度の予算編成がございますので、それに予算計上をしていくという作業が残っておりますので、遅くとも11月末ぐらいまでには総合戦略を策定して、28年度の事業の予算を編成していきたいというのが、これ全然まだ決まったことではございませんけども、そういう間で調整していきたいなと思っております。

○議長（大西一司君） 何かほかに。

どうぞ、4番。

○4番（節 公一君） 産業交流課長、ちょっとおたずねしますが、その中のプレミアム商品券の件、まず上のほうの240万円のこれは県と町ということでなっとんですが、あとの650万円のほうが町と、町のやつ50万円と。先ほどの説明のときについていうか、この町内のやつは後半って言ったのですかね。ほんで、県のほうが月でいうたら大体、季節でいうたらお盆と年末とか、どういう内容にしとるんですか。金額でも、言うたら県のほうが240万円するということは1,440万円のあれになるのかな、事業費に。2割ですから。町のほうが、もう2割で町のやつになるでしょう。ちょっと事業の概要をちょっと説明してください。

○議長（大西一司君） 課長。

○産業交流課長（野上武典君） 県のほうにつきましては、町の負担で240万円、もちろん県のほうも負担しますので、その倍の480万円。20%ですので、セット数にしますと2,400です。1万円買うと1万2,000円の商品券がついてくるというのが、そのセット数が2,400セットです。

その商品券の内訳ですが、8枚8,000円分が県下どこでも使える商品券です。3分の1、4,000円分が地域限定の商品券ということで聞いております。町においても、セット数は600万円、その2分の1の300万円、そのセット数にしますと3,000セットとなります。県が20%のプレミアム率ということですので、今回町も同じように20%のプレミアム率で実施させていただきたいというふうに思っております。

実施時期ですが、県は、この間新聞でもありましたように、4月20日ごろというように言われております。当初私どもの説明会では、もう少し遅くなるんでないかというふうに県のほうの説明ではあったんですが、5カ月間が有効期限ということになりますので、おおよそ9月末までは有効期限があるのではなかろうかと。できれば、町につきましてはそのころに発行をしたいと。9月、10月ごろということで。ただ、これ参事のほうからの説明があったように、国庫支出金に持ってもらって補助事業で繰り越しになっておりますので、27年度中には終わらすということがありますので、商工会のほうもこれを精算をする時期っていうのも少し余裕は必要でなかろうかというふうに考えております。そのようなことで実施をいたしたいというふうに思っております。

50万円につきましては、できればそれを商品券、今回プレミアム率の有効期限も変わってきますし、補助事業ということなんで、きちっとした制度の決められた条件は守るということで、期限が来ますともう使えなくなるというようなことにしなければならぬかと思っておりますので、明らかにわかるように、今までの商品券の印刷とは変えたいというふうに考えておりますので、そういった事務費に50万円ということで考えております。

以上です。

○議長（大西一司君） どうぞ、4番。

○4番（節 公一君） わかりました。650万円のうち実際は600万円で、50万円はいわゆる事務費というか印刷費とかという、そういうことですね。

このやり方なんですけど、以前私もちょっと提案してやったことがあるんですが、従来のプレミアム商品券1割のときに2割にしたときありますね、経済対策のときに。あのときすぐ完売したんです。当然2割だったら大きいですわね。だから、ほのやり方については、前にも、従来やったような商工会のやり方と同じようなことなんですか。ほれとも、今回は特別に何か県のほうからとか、こういうぐあいにやりなさいというのはあるんですか。やり方について。

○議長（大西一司君） どうぞ、課長。

○産業交流課長（野上武典君） 県のプレミアム商品券については、昨年度実施しました県の経済支援対策でやりました商品券とほぼ同じ……。

○4番（節 公一君） 県のほうはね。町のほう。

○産業交流課長（野上武典君） 町のほうについては、特に今までと同じようなやり方というふうに考えております。20%にしたっていうんじゃないで……。

○4番（節 公一君） 20%っちゅうんがあったんよ。子育てか高齢者かのやつるときにしたんです。

○産業交流課長（野上武典君） 子育て部分の若い人向けだけに……。

○4番（節 公一君） なくして、ほんで誰でも買えるようにしたんかな。高齢者の人とか。

○産業交流課長（野上武典君） ただ、昨年経験から、商工会のほうから聞いている話では、多分600万円の3,000セットぐらいが今の勝浦という地域内での販売っていうんがぎりぎりぐらい、ちょうど限界ぐらいかなっていうふうにはお聞きしたんです。でなくても頑張っていたきたいというふうには考えておるんですが、それぐらいの予算設定ということでお願いしている……。

○4番（節 公一君） ということは、1人当たりの上限を決める今までのやり方っていうことやね。

○産業交流課長（野上武典君） そうです。

○4番（節 公一君） 節約だから、ふだんから車1台買うにこれやったら物すごく楽しめますわな、100万円のをあれすれば。

○産業交流課長（野上武典君） そのあたりは、1人当たりの購入限度額をするという……。

○4番（笹 公一君） 限度は、だから従来のやり方のようなやり方でやるということだな。

○産業交流課長（野上武典君） それは変わらないと思います。

○4番（笹 公一君） わかりました。

○議長（大西一司君） ほかに。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） 総合戦略の件なのですが、勝浦町総合計画がありますよね。それとどういった意味合いがあるんですか。27年度で5年経過して、あと5年間計画が残ってんですが、そこで評価、分析して課題も出とう分でその分を何かされる、そういう……。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） おっしゃられるように、その部分が一番重複する可能性がありますので、基本的には総合計画がありますので、それをやっっていく中で具体的な総合戦略をまとめていくと。細かな施策、事業について、総合戦略で上げていきたいと思ってますので、勝浦町のご存じのように総合計画、かなり数値目標も立てて細かい計画になっただけですけども、そのあたりをもう少しきめ細かく具体的な事業を上げて、戦略に盛り込んでいくというような格好になるわけです。ほんで、基本的には当然前提が少子・高齢化でありますし、もう課題ははっきりしておりますので、目標的なものはほとんど一緒のことになろうかと思ってます。そのあたり、2つつくりますので、競合しないというか、目標がずれないような形ではつくりたいと思ってます。

○1番（美馬友子君） この予算執行をやって、総合計画にのっかっていろんな企画が提案されよんで、そのことでもう一つさらにきめ細かくするっていうことやね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そうですそうです。

○1番（美馬友子君） 続いてよろしいですか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○1番（美馬友子君） 済いません。

勝浦貯蔵みかんブランド化推進事業なのですが、私もこの間日本橋のほうに行かせ

ていただいたんですけど、PR不足かなっていうふうにすごくあるんです。どこの勝浦から来たんでって、もうミカンも終わりやなっていう感じ。貯蔵ミカンはこれからなんだよっていうことがまだまだ知っていないっていうことで、せっかくちょぞっ娘もつくったんで、全国に発信するように、言ったらトラック業者さんにシールなり張ってもらおうとか、全国版に知ってもらおう。それとか、まだまだホームページでもPR不足かなと思ったりするので、はっぴでなしにまたTシャツでもポロシャツでもちょぞっ娘でみんながどんなイベントでもその服を着ていけてPRできるような、ブランド化っていうたらもう誰もが知ってるっていうところなんで、もうちょっと具体的に、ただ販売促進だけでなしに、その一步前のPRがまだまだ不足しとるんかなというところがまた当初予算で出てくるんですか。

○議長（大西一司君） どうぞ、課長。

○産業交流課長（野上武典君） できれば、今年度、26年度の中に、さっき議員がおっしゃいましたように、販売とかイベントとかの勝浦町をPRするため用のポロシャツとランニング風のスポーツ選手がつけております袖がない、そういったイベントにちょっと羽織る勝浦タンクと、それとちょぞっ娘のキャラクターがついているといったものについては今準備中でございます。今年度にでき上がることとなっておりますので。また何かがありましたら貸し出しいたしますので、活用お願いできたらと思います。

そのほか、今回そういった大手量販店にイベントする際にもノベルティグッズ的なものが配れるように、この中でも今予算化をお願いして、ちょぞっ娘グッズ等のものをつくる計画で今進めております。できれば道の駅のほうの商品として取り扱えるようなものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） はい。

○1番（美馬友子君） どんどんPRしてほしいなと思ってます。

ほれと、勝浦クエストってどういう、何ですか。

○議長（大西一司君） どうぞ、課長。

○産業交流課長（野上武典君） 実は昨年度道の駅の協力隊員がちょっとモデル的にやってみようということで、簡単にした結果、実は町外向けでホームページ等で町外向



けの方にしか出さなかったもので、ちょっと町内では知れ渡ることがなかったんですが、一応道の駅なりに来ていただいて、そこから自分たちでつくったプロモーションビデオを見ていただいて、勝浦のいろんな史跡とか観光地について自分たちで回っていただいて、宝物を発見、探していただくと。その鍵をいわゆるゲームのドラゴンクエストみたいな、そういった宝物探しをやってきた先にいろんな景品がもらえるというような、勝浦町を知っていただくためのイベントということで、できれば27年度、この分については町内も含めた、町内の子供でも、勝浦のいろんな史跡とか、そういったところを知らない子もいらっしゃるかと思いますので、親御さんと一緒になって来られるようなイベントを2回ほど計画してるということで思っております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 7番山野さん。

○7番（山野忠男君） 先ほどブランド化のことで話があったんですけども、それ以前の問題で、実は町長から課長、これ町挙げて非常にブランド化に力入れていただいてまして、そしてまた去年は7万ケースも出たということです。それから、トップセールスとか統一段ボール、ちょぞっ娘でやっていただいとんですけども、非常に私は残念なことが1つあります。ということは、先日ちょっと市場のほうから電話があつて、レモンを家内と出荷していました。そうすると、その統一段ボールが50箱、50ケースほど出荷されとんです。ちょうど2箱上があいとったんで、一体どんなミカンが皆出荷しよんだと思つて実は除いてみたんです。それが何と黒点病、そうか病、潰瘍病、すれ、もう真っ黒なんです、その中のミカンが。私、ほれ見た瞬間にシューンとしてしまいました。これで非常にイメージが落ちると思うんです。それで、せっかく力入れていただいとんですけど、どういうふうな規定でその統一段ボールを販売しているのか。しかも、その汚い汚い黒うなっとうミカンに、また縁を見たら秀印を押しであるんです。赤の秀を押しであるんです。ほれ見てもうがっかりして、私、家内と顔を見合わせて、たまたまほれ出荷しだちやったんで、荷札が付いてるので私が固有名詞もちゃんとメモしております。ほれは誰にも言えんことなんですけども。そんなことで、もうちょっと、せっかくお金を出してトップセールスもやっていただいとるし、出荷させていただいとんで、そこらをもっと規制をきちつとやって、ほして販売していただきたいと、これは要望ですけれども、そこら辺ひとつお願いしておきたい

と思うんです。

以上です。

○議長（大西一司君） 前からそんな事をおっしゃられてたけど、こっちの予算にちょっと離れとんで、また一般質問でもお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

5 番国清議員。

○5 番（国清一治君） いろいろ質問があったんですけど、関連でさせてもらいますが、子供の出産祝い金の話やけんど、これって課長が議決の日が基準日じゃって言うたんやけんど、これって住所要件も全部そうなんですか。ほれはいつからなんですか。例えば、2月議会でやったら、そういうことがいけるっちゅうことなんですか。この解釈。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） 地方創生事業の中で、この事業が可能かどうかがあったのが3月議会提案ぎりぎり、しかもこの事業というのが、26年度に補正して、翌年度に繰り越して初めて有効という性格のものでしたので3月議会に提案させてもらうんですが、その議決の予算の裏づけがあった日が適切であろうということで、3月3日に一応基準日を想定はしとんですけども、その日に基準日をしなければならないという規定等はありません。

○5 番（国清一治君） ちょっとほれっていいかげんなんやけんど、ほな例えばこの議決が月末にずれたら、もうその時点っていうことなんですか。

○福祉課長（大西博己君） そういうふうにせざるを得んのかいなと思ってますけども。

○5 番（国清一治君） 今まで、ほんな制度は初めて聞いたけんども。基準日を設けてどこかでスタートせなんだら大きな利害関係が出てくるやろう。子供もほなけん、きょう生まれた人は該当になるという事でしょう。

○福祉課長（大西博己君） きょう基準日にしたらなります。

○5 番（国清一治君） なるんだらう。ほの説明で合ってるんやな。

○福祉課長（大西博己君） 特にいつからにしないといけないという制限はなかったと思います。

○5番（国清一治君） いや、ほれを確認したかったんや。ほれで、こんな制度初めて聞いたけん。課長の任意でできるような制度でしょう、言うたら。議会に議決された日っていうんは、ほなけん例えばここいらはもっと早うにもできるんか。これはほかの議会でもまだほとんど始まってないんでしょ。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○5番（国清一治君） よその町村議会な。だから、ほれは例えば15日だったら15日になるんやな。こういう解釈なんやな。

○福祉課長（大西博己君） ですから、事業を実施するのに予算を……。

○5番（国清一治君） いや、これははっきり書かれたもんがあるんですか、ほの辺が。

○福祉課長（大西博己君） 特にこの26年度中に開始するというしか、開始した事業を翌年度に繰り越すという規定しかなかったと思いますけども。

○5番（国清一治君） この基準日はいつでもええって、これはちょっと誰か、副町長、わかりませんか。副町長、きょうはちょっと暇そうにしとるんで。

○副町長（福田輝記君） この事業につきましては、国の交付金を活用して地方創生の前倒しでやろうということで、いろいろ役場の中で協議をしました。何が一番子供がふえるんに効果的かなということで、若干現在今もほかの町村でやっております出産祝い金、これ本町でやってなかったと。これはこの交付金を機に勝浦でもやろうでないかというようなことが決まりました。ほんで、今回3月議会に出すと。さあ、いつからやろうかということで、切りのええんは議決がなって4月1日かなというようなこともありましたけれども、おめでたいことなんで、できるだけ早くこの事業をやろうでないかと。できるだけ早くやろうということは、この事業、今補正予算案で提案しております。

○5番（国清一治君） 簡単にしてください。大体わかってますので。

○副町長（福田輝記君） はい。

ほんで、補正予算案が可決をされた日、これが一番早く実行できる日なのかなということで、議決の日から施行するというようなことになりました。

○5番（国清一治君） 決めたんな、町で。

○副町長（福田輝記君） はい。

○議長（大西一司君） それが答弁やな。いやいや、ほんで。

○5番（国清一治君） ほれで、ほなちよっと商品券のこともちよっと聞きたいんやけんど、当初予算に910万円組んどったわな、26年度。課長。それは何ぼ組んどったんかいな。420万円くらい、300。

○産業交流課長（野上武典君） 町の単独部分でやっております商品券につきましては300万円。

○5番（国清一治君） 300万円。

○産業交流課長（野上武典君） はい。

○5番（国清一治君） そしたら、これ新年度予算にはさわってないけど、新年度予算から引いとるということやな。

○産業交流課長（野上武典君） 新年度予算には計上しておりません。

○5番（国清一治君） してないんよな。繰越で対応するから、それでわかりました。

ほれと、さっき総合戦略のコンサルの話が出たんやけんど、はっきり言うて私も8番議員と同じなんです。今回だけは右に倣えの計画来たら、何じゃんならんと私は思います。26年にコンサルで何件か計画しようと思うんやけんど、コンサル主導型で第1回目から関係者に説明した計画もはっきり言うて聞いてます。こういうコンサルにだっこでおんぶで右に倣えでは、私は、これは一般質問に係りますが、町長が言う消滅するかもわからんちゅう町にこれは入ると思うんです。ほなけん、総合計画の枠を超えていかなんだら、勝浦、よそはこんな総合戦略、計画っていうのは自治法で定められて無理やりつくっとう計画なんよ、僕らからいうたら。いつとき自治法改正で廃止になるっていうような、多分、廃止になってはないんやけんど、ほうでなしに、勝浦の特性のことをやっていかなんだら、参事の答弁を聞きよったら、県の計画待ちとか、ほういうレベルでは僕はないと思うんで。そんで、今のこの執行部が何か新しいものにしていかなんだら、勝浦、私は大変なことになるでないかと。あとは一般質問で言いますが、このぐらい私は、みんなが認識しとかな、議会やってほうやで。

○議長（大西一司君） そのとおりです。

○5番（国清一治君） 議会やってこれ放っておけんと思います。そういうことで、コンサル頼りにはぜひならないように。ほれと、県の計画待ちでは、それだったらえ

えもんはできません。既によそやってますので、進んでいる町村は、もうほれがいつまでもをほれをただやったら、勝浦はほれこそ町長が言うように消滅すると思います。

一旦置きます。

○議長（大西一司君） みんなの意見を代表して言ったと思うけん、今のは。よう留意しとってください。

ほかに。

1 番美馬議員。

○1 番（美馬友子君） 出産祝い金で関連なんですけど、結婚祝い金がなかったら出産できなくて、結婚祝い金は地方創生にはないんですか。なかったんですか。

○議長（大西一司君） ない、なかったっちゃうか、補正でない。

○副町長（福田輝記君） いや、地方創生には粹やいうのはありません。限られた交付金の中でどういったところをやろうかというところで、今回出産祝い金を創設しようかというようなことになったということです。

○議長（大西一司君） つくったってかんまんの。

○1 番（美馬友子君） 結婚しないと子供は生まれないので、嫁や婿の立場から言うと、イコール結婚って移住、定住ですよ。今定住政策はすごく重要なのに、結婚祝い金のほうが先ではなかったんかいなと思ってちょっと質問してみたんですけど。

○議長（大西一司君） 参事、副町長。

○副町長（福田輝記君） 結婚については婚活事業とかもやっておりますけれども、これはあくまで地方創生の今回提案してるのは先行型ということで、今後5年間という形で地方創生を図っていくかっていうのは、いろいろこれから議論があつて決めていくということで、まずは出産祝い金を今回創設をする予算を出させていただきました。あと、これからどういうふうな形が一番効率的なのかということは、ただいまのご意見も踏まえて検討していきたいということを思ってます。

○議長（大西一司君） どんどん意見を出していったらええ。

○1 番（美馬友子君） 若い女性が少ないんです、町外も町内も。ですから、早く、早くではないけど、出産も早い時期でないと難しいっていうことが言われて、不妊治療も40歳までっていうことがわかっとなんで、若い女性を大事にするためにも結婚祝い

金も大事だったのかなと思います。

○議長（大西一司君）　　どんどん提案して、創設してもらおうように頑張ってください。みんな応援すると思うけん。みんなも言うて提案していったらいい。

5番。

○5番（国清一治君）　　みんな前のほうのばかりで、ちょっと後ろのほうの質問しますが、41ページの一般住宅費、これ課長のほうから、PRは十分したけんど、不用額として出たところ、これ2,000万円の予算を組んで300万円か使うとらんでな。これ今一番耐震で進めていかにゃいかん事業になるから、老朽化のところは5件が3件、この費用から、もう全体的にこんな予算を減さないかんほんまの理由は何なんで。

○議長（大西一司君）　　課長。

○建設課長（柳澤裕之君）　座ってでいいですか。

○議長（大西一司君）　　はい、そのまま。

○建設課長（柳澤裕之君）　一応私どもとしたらかなりアピールはしよったんですけども、なかなか踏み込んできてくれないというふうなことです。それで、木造住宅の今までに耐震診断をしたところにこういうふうな制度をこしらえて、大分補助金も町も上乘せしてやりよんですよということを再度パンフレットとか、それから資料の具体的な話をしに行ったりして進めてまいりましたが、なかなか個人さんのお金の負担もだいぶいる話もあつて、なかなか腰を上げてくれないなというのが実情でした。それで、今回耐震については、診断についてはおおむねできたんですけども、あと改修とかの自分のお金が大分要るような事業についてはなかなか難しいなというふうなことで、非常に苦勞をしております。

老朽の危険空き家の除去の支援事業については、予定をしておりました5件のうち3件だけは執行できました。

以上です。

○5番（国清一治君）　　これ、調査はしとるんですね。この家危ないなっていう調査はしとるんですか。

○建設課長（柳澤裕之君）　調査は過去にしたところで安全率が低いところについて、いわゆる補助金が出せるおうちについて、全て通知なりはしております。当然のことながら、ホームページなり広報なりを使って宣伝活動は十二分にやっとうつもり

です。

○5番（国清一治君） ほやけど、ほれは行き届いてないけん、これはできてないの。まだこんだけ、予算っちゅうんは、こんだけはやりたい、できるだろっちゅうことで組んどんでしょう。だから、これはほとんど減額で、例えば生比奈の北岸に生比奈小学校の通学路にも倒れかけの家が道渕にあるんです、県道渕に。多分小学校なりPTA、教育委員会は聞こえてきているかもわかりませんが、みんなが言ってますので。これ老朽化でいつ瓦が、今でも落ちていると思う。ほんなところもあるんです。私も1件紹介して、どうしても県道渕で壊したいっちゅうことで、もう調べて調べて点数がひっかからんじゃけん、あかなんだわと言われて悔やまれたけんど、非常に基準も厳しそうなし、町が上乘せまでしてしよう事業で、こんだけ実績が上がらんとっていうと、まだまだこれ推進してかなんだら、広報に載せてあるわ、ネットに載せてるや知らんけんど、ほんなだけでは無理やと思うんやけど。実績見てください。何いいわけしても実績がないんやけん。

○建設課長（柳澤裕之君） 今の話ですと、この事業については2つの種類がありまして……。

○5番（国清一治君） いや、もういいです。

○建設課長（柳澤裕之君） ちょっと……。

○5番（国清一治君） 町長、ちょっとこれ力はめて言いよう事業で、上乘せまでして、どうでしょうか。実際にこれできんっていうことは。

○町長（中田丑五郎君） 私か。私。

○5番（国清一治君） うん。

○町長（中田丑五郎君） この事業につきましては、本年度力を入れて予算化もし、上乘せをしてやりたいと。実績がいつも担当、私も肝に銘じとんですけども、何回やっても実績上がらんだら、何もやってないんと一緒だと言われるんは心外なところあります。特に何が大事なんかっつたら、耐震診断の今回の無料化をしたわけです。耐震診断がハードルになってますので、それを受けん限り次のステップに踏めないと。ですから、15戸のことしは耐震診断の今までお金がいらよったのをタダにしてでも見てもらおうと、意識を高めてもらおうと、それが出発だというようなことで始めたんですけども、議員の皆様方も同じだろうと思うんです。実際にほな、してくださ

い、ほな。議員の皆さん、本当にそれだったら。先手打って、なかなか……。

○4番（・公一君） 空き家の除去のほう……。

○町長（中田丑五郎君） いや、除去じゃないんでしょう。

○8番（井出美智子君） 耐震診断。

○町長（中田丑五郎君） 診断でしょう。ほやけん、担当者も一軒一軒回っていろいろお願いもしてきとんですけども、なかなかお金が伴うし、高い何百万円のお金になりますので、なかなか実現しないのが今の現状でございます。ほやけん、決してそれに甘えて何もしないっていうことでなしに、いろいろな努力もしてる。そのことも認めていただきたい。そして、これからも引き続いて、実績上がとらんけど、来年度も予算化をしたいという、また気持ちも持っておりますので、どうぞちょっと議員の皆さんっていうのもちょっと言い過ぎたかもわかりませんが……。

○議長（大西一司君） 言い過ぎです、そこは。

○町長（中田丑五郎君） そのぐらい本当に現実には厳しいと、実際に補強してもらってというのは大変厳しい状況にあるっていうことは現実でございます。

以上でございます。

○議長（大西一司君） はい。

○5番（国清一治君） 町長、反問権に近いこと言うんやけんど……。

○町長（中田丑五郎君） それは違う。

○5番（国清一治君） これは別としても、実際にこれ通学路にかかって、この家のどうこうよりも、子供たちにけがしたり、大きな事故になっているところもありますので、そういうところをまず重点に、ほんで教育委員会も何やったら、聞こえてないんやったら、生比奈小学校に聞いてみてください。学校まで行ってますので。

○議長（大西一司君） ほかにございせんか。

7番山野さん。

○7番（山野忠男君） 濟いません。

35ページの農業総務費の中の416、新規就農総合支援事業の給付金ということで、375万円の不用額があるわけです。これ先ほどの説明聞いたら、3人ができなかったということでいいんですね、課長。それで、昨年も1人が却下されたというような状況なので、この3人ができなかったという理由、ただでさえ担い手がないのにどうい



う理由でできなかったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西一司君） 課長。

○産業交流課長（野上武典君） 現在、新規就農者でこれの交付金を受けている方は、現在は3名です。ことしの予算として3名を予定していたんですが、何名かの申請っていか問い合わせはありました。ただ、条件に満たないというか、例えばもう既に若い方でも何年か専従者給与を受けてきた経過があると。実際の農業についてはお父さんなりがされていて、その手伝いをずっとしてきているというけど、例えばその方まだ20代半ばの方でしたのでいけるかなということで、ことしも声をかけて実際に確認したところ、もう既に5年間専従者給与を受けたということは5年以上の農業従事をしているというふうな結論に至りまして、給付対象にならなかったという方もありました。また、昨年末からのちょっと申請をしたいということでご夫婦で、初め旦那さんが来られたんですが、それはちょっと全体的に難しいということと同じように既に農業に従事していたことが、いわゆる自分の父親が農業者年金をもらいようという関係で、早くにその譲渡を受けたというようになっておりまして、その旦那さんは難しかったと。一緒に夫婦でされるのであれば奥さんのほうもというようなことがあります。奥さんの申請の昨年末ぐらいから問い合わせがあったり聞き取りをしてきた経過があるんですが、まだちょっとちゃんとした営農計画が出てきておりませんでしたので、それもまた今年度ではもう難しいかなと。

○7番（山野忠男君） わかりました。

○産業交流課長（野上武典君） そういった経過があって、ちょっと3名にできなかったということでございます。

○7番（山野忠男君） 確かに私も以前に会議したときに、農業移譲をしている過程もありまして、それから専従権を給与もらってやってる若者も何人かおりました。確かに難しいんですけど、農業新聞見よったら、結構どんどんどんとできていってるんです。それで、大変やと思うけども、我々も協力するんで、ひとつ通えるように頑張ってやってほしいと思います。ありがとうございました。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 町長の所信でも、町民体育祭の復活、これは非常に議会も望

んでいたことなんです。ほんまに喜ばしいなと思うんですが、ちょっとこれ聞きますとK-F r i e n d sに委託すると。当時、19年ですね、あれ一旦中止したんが。ほのときに、それではいかんということでK-F r i e n d sに委託して、新しいスポーツのイベントをしたんですけれども、私も何回か行きましたけども、だんだんだんだん子供や孫がおらんと非常に行きにくいような雰囲気イベントになっておりました。今度K-F r i e n d sに委託する経緯とどういう内容でやるんですか。当然運動場ではやってくれると思うんやけど。知ってる、局長。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） K-F r i e n d sのほうに委託ということなんですけども、委託はするんですけども、主催はあくまでも教育委員会ということにしております。教育委員会のほうも、ご存じのとおり仕事もめいっぱいということで、せっかくK-F r i e n d sのほうからも育てておりますので、それを一緒に、ともにやっていくという形をとります。そこから、以前19年度までやっておったときの実行委員会のようなものを立ち上げまして、事実昔と同じような形になるのかなと思っております、体制は。実行委員会のメンバーとすれば、当然教育委員会、区長会、体協、陸協、婦人会と各種団体ずっと10人ほどの団体、それにあと協力団体、商工会とかというふうな形でやるように思ってます。内容につきましては、今議員指摘されたように、昔していたように、勝浦中学校のグラウンドで、そんなに、運動会的なことやと思いますので、19年度までやっと思ったものと大きく変わることはないと思うんですけども、できるだけ目新しいものをやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○5番（国清一治君） わかりました。非常に思ったよりもいい内容のようなんです、また応援もさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

1番。

○1番（美馬友子君） 教育関係が出たんでちょっとお願いしたいと思います。奨学金の貸付金とか入学資金がちょっと減額になっとなんですが、借りにくかったのか、また借りられる人が少なかったのか、またもしほの予算が余っているのであれば、看護

師不足っていうことなんで、看護師の養成の奨学金制度もつくってもらえるとかというのは可能なかっていうことと人権啓発、先月に2回ほどあって、私も人権の委員なんですけど予定があって行けなかったんですが、そのイベントの広報が出た日に、人権の委員さんにもこの日に同じ日に封書で送られてきました。予定ってもう少し早く決まっているのではないかなっていう点で、どないか工夫はできんかったかなっていう点、2点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） まず、奨学金のことです。

奨学金の貸し付けにつきましては、毎年広報のほうで周知しております。長いことやっておりますので、また定着もしてるとお思いますので、広報で周知すれば十分かなというふうに思ってます。それで、今回、今議員が言われたように、貸し付けの希望が少なかったということです。これは当然その時代のその年度の経済状況であったりとか進学先であったりとか家庭状況であったりとか、そういったことも十分考えられますので、そこを当初予算で計上ということで、難しいかなと。貸し付けというか申請も4月にしますので、余分じゃないんですけども、今までベースぐらいはとっておかなければならないというふうに思っています。

それから、人権なんですけども、議員言われたとおり、この年度末押し迫ったところでやるということ自体、非常に反省しております。来年度からはそういったことのないように、できるだけ決まってからですけども、住民の方ができるだけ参加できるようにするとともに、周知の面にも十分気を配っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大西一司君） ほかに。

10番。トリ。

○10番（川端雅夫君） 34ページの合併浄化槽のこれは大方、半額近い540万円これは最初何基計画して、何基できたんです。それともう一つは、36ページの県単の農業振興事業補助金が全て300万円農地・水・環境保全事業を入れたら311万円、全て0円、0円やな。使うとらんっちゃうことは、ほのメニューは何やったん。

○議長（大西一司君） いける、課長。わからんの。これはどうなの。合併浄化槽もわからんの台数。ちょっと後から報告、ちょっと今すぐにわからへんような。

○10番（川端雅夫君） はい、では産業課長。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○産業交流課長（野上武典君） 県単の農業振興補助なんですけど、今までの活用といたしましては、農協が行うリースハウスの助成であるとか、あと数戸の農家で固まって実施する点滴灌水組合をつくってみかんの点滴灌水施設をつくる場合のほかについては助成があったというような経過がございます。

○10番（川端雅夫君） ウエタがしたやつやな。

○産業交流課長（野上武典君） そうですね。そういったご相談いただいて、近代化で特異な施設等に関しまして何か要望があったときに県に申し込みして、これ助成がきくかっていうことなんで、そこに対応できるためにことしの予算で一応上げさせていただいたという経過がございますが、農協のリースハウスにしてもちょっと余りする方がいなかったということとそういった新しい施設に踏み込むっていうのが少なかったということで、今回県単に上がっていくものがなかったということがございます。

○10番（川端雅夫君） 新規就農者、やめられた方もおるんで、この人たちにはそういう県単の事業、エコファーマーとかいろいろあるでしょう。ああいうことを周知はでけとんかいな。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○産業交流課長（野上武典君） 重点的にできる限り認定農業者にもなっていて、地域の中核的農家っていうことで、育成指導っていうのを少なくとも年に2回は交付金を受けられてる就農者に対して聞き取りもしたり相談事も受けたり担当のほうもやっておりますので、もし高額な経費が出てくる場合については相談もして、補助対象なりをお勧めしていると、補助対象事業なりを説明しているところもあります。お名前出すのはどうかなと思うんですが、今山の有機栽培されている岡田さんとか新規就農者の大上さんといったようなところですが、ちょっと制度の名前忘れたんですが、国の経営支援事業の中でそっちの助成をいただきながら実施したというのはあります。国のほうのほう補助率が大きかったんで、そちらを採択してやっていただいたというのがあります。県単のほうは使われなかったと。

○10番（川端雅夫君） ミカンのブランド戦略の何年か前からほれやんでやな。た

だもうミカンだけでなしに、新たな就農者だったらみんなと何か違ったものをしていかな、なかなか農業だけでは生き残っていけんちゅうようなことで、いろんな補助制度の活用を十分進めてもろうて、新しい就農者の確保に努めてほしいなど、もう一般質問的な事になりましたんで、またよろしく。

○議長（大西一司君） 今のわかった、数わかった。

○住民課長（笹山芳宏君） はい。

○議長（大西一司君） ほな、ちょっと今の台数言ってください。

○住民課長（笹山芳宏君） 5人槽が、当初が……。

（「11……」の声あり）

○議長（大西一司君） 5人でも7人でも一緒にいい。

（「11人」の声あり）

○10番（川端雅夫君） ほな、もう後でええわ。ほんで、また新年度の予算も一緒にやけど100万円引いただけで、1,100万円から出しとんでな。ほのそこで聞かないかんのやけど、これだけ減つとんのに、またほういう100万円引いたらぐらいの1,100万円の予算を立てとんもちょっと合わんかなと思ひよったんやけど。もう後で結構です。

○議長（大西一司君） ほの件はもうほんで。ちょっと反省してください課長。このぐらいは覚えとかなんだら。

5番。

○5番（国清一治君） 最後に聞きますが、8ページに繰越明許費、これ1億円ちょっと超えてるけども、これほとんど建設課関係で、非常に忙しいんやなと思うて課長を心配してあげておりますが、この繰越明許ということは27年度には執行せないかんのやな。これはまとめて参事に聞きますが、これ執行できない場合はどうなりますか。繰越明許で出した予算が事業が執行できない場合。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 予算を繰り越しておりますので、執行できないのは予算はアウトになります。善後策としては、新年度でまた組むとか、同じような、次の年度でですよ、組むということになりますけど、とりあえず繰り越した分について、その年に執行できなければ予算流すという形になります。

○5番（国清一治君） いや、これはほったら全く手続なしに予算が消えるっていう解釈だけでええんですか。事業を絶対やらないかんという責任はないんですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 当然やらなければならないから繰り越すんですけども、例えば事故があった場合、事故繰越とか幾つかの選択肢はありますけど、基本的には繰り越した事業でその年度でやらなければならないと。できなければ予算を流して、また新たなそれ以降の年度で新しく予算を組むという形になろうかと思えます。最悪は、例えば財源繰り越しとう場合がありますわね。そういう場合にその財源が失われるという心配は十分ございます。

○5番（国清一治君） 私が心配しとんは、25年度の繰越明許が完全に執行できてるのかどうかって、これ以上言いませんので、チェックしといてください。

○議長（大西一司君） ほかに。

1番。

○1番（美馬友子君） 済いません。

32ページの男女共同参画の策定委員会の報酬のところなんですけど、今年度に基本計画を策定するという事だったんですが、まだ2回目の会議が開かれておりません。それはどういうことなのかっていうところともう一点、福祉課に、予防接種なんですけど、たしか10月からやったですか、肺炎球菌ワクチン、その対象者と今どれぐらいの方が受けてるかっていう、減額があるんでちょっと聞きたいなと思えます。

○議長（大西一司君） どちらでも。福祉。どっちで、どうやったん。

○福祉課長（大西博己君） 申しわけございません。件数まではまだ、実績っちゅう形で掌握して報告する予定なんですけども、今現在、きょう現在のカウントは聞いておりません。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○住民課長（笹山芳宏君） 3月中に会をして仕上げるような提案しております。

○議長（大西一司君） それでは、よろしいですか、もう。

ほかにございませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、議案第1号については終わらせていただきます。

小休します。

午後2時57分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

小休前に引き続いて議案第2号について質疑を行います。

ご質問のある議員さんをご発言をお願いします。

議案第2号。

8番井出議員。

○8番（井出美智子君） 3ページのところの一番下の予備費なんですけど、補正前の額がこれなのに、またこんだけふえて、予備費にこんだけ回すということは、そんなに値上げしなくてもいけたんではないかという思いがわいてきますが、この点はどうでしょうか。

○議長（大西一司君） 課長。

○税務課長（前田泰子君） これは、歳入イコール歳出にするために繰越金の余剰金を予備費に計上してあるだけですので、結果的にどうこうということではございません。予算上のことで計算しておりますので、現在はそのようにご理解いただければと思います。

○8番（井出美智子君） 歳出のほうは全部減額になっとうし、予備費だけ増額になっとうけん、結局そんなに上げんでもいけたんちゃうんかなって一般的に思います。変なんでしょうか。歳入のほうも減っているっていいことですか。減っているからということですか。

○税務課長（前田泰子君） はい、歳入も減ってはきております。

○議長（大西一司君） 基本的なことでも、町長、見解どうですか、今の井出さんの。ご見解。

○町長（中田丑五郎君） ようわからん。

○議長（大西一司君） それでは困ります。

○税務課長（前田泰子君） 国保会計の歳入歳出を合わすことは必要です。そのために当初予算では、歳入のほう見ていただいたらよくわかるんですが、繰越金を当初予算のときは決定しておりません。この歳入で前年度の繰越金が決めたので、当初予算から前年度繰り越しの決定額から補正前の額を引いたのが繰越金としてこの歳入で決定しております。そして、歳入と歳出をイコールに合わすために予備費で調整をしているっていいことです。ずっと同じ方法で取り組んではきております。

以上です。

○議長（大西一司君） 多分今井出さんおっしゃるのもわかるし、こんだけあるのにどうして上げるのかという基本的なことから始まっとうからと思うんじゃないけど。会計上のことなんでこれでおさまっというて、一般質問でドーンとやっていただいたらまた。

○8番（井出美智子君） 通告をつけ足さなあかん。

（「まだいけるで」の声あり）

○議長（大西一司君） うん。

5番。

○5番（国清一治君） 今の答弁は、ほれは経理上そうなんやけど、給付費が思うたより少なくすんだと、ほうでしょう。給付費が要らなかったと、言うたら。ほなけん、ほの分余った分は、これはこうやって予備費に持ってこなしょうがないやけど、給付費は4,600万円ですか、そんだけ見込んだのにいらなんだということでしょう、言うたら。大きなもんで言う。ほういうことやと思う。ほなけん、病気になる人が少なかった。

以上です。

○議長（大西一司君） 国清前課長の答弁でした。

基本的な、しかし井出さんが言ようことは皆さんもわかると思うんや。これはちょっと堂々めぐりになると思うんで、もうほんま一般質問でやってもらったほうがいいと思う。

ほかに。

国保についてはよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは引き続いて、議案第3号について質疑を行います。

議案第3号にご質問のある議員はご発言をお願いします。

○5番（国清一治君） その前に、一般のときの補正のところ、課長は、読会のほうで説明しますという、ちょっとほの説明が要るんじゃないですか。

○議長（大西一司君） 簡水のところ。

○5番（国清一治君） うん、簡水のところ。



○建設課長（柳澤裕之君） 説明しましたけど。

○議長（大西一司君） これが説明資料来たやつはあれで。議案第3号の説明資料っちゅうのが、いただいとるのが。それなんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 説明しましょうか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○建設課長（柳澤裕之君） 説明の中で説明はさせてもらったんですけども、その配付させてもらうた第3号議案の説明資料の分でペーパーで説明させてもらいました。もう一遍しましょうか。

○議長（大西一司君） いや、もう、うん。

○建設課長（柳澤裕之君） 3,957万5,000円の一般会計繰越金の減額補正の内訳を説明させてもらいました。

○5番（国清一治君） わかりました。

○議長（大西一司君） ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 議案第3号はないようでございますので、続いて議案第4号についてご質問のある方はお願いします。

住宅新築等。

これもありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは続いて、議案第5号について質疑を行います。

集落排水。

4番議員、ありませんか。

○4番（節 公一君） 減額やからな。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようでございますので、続いて議案第6号、後期高齢者。議案第6号はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございますので、続いて議案第7号に移ります。

議案第7号、勝浦病院。

いいんですか。いいんですかってことはないか。

5 番国清議員。

○5 番（国清一治君） これ資料はもうこれだけですな。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） それと繰入金のと……。

○議長（大西一司君） もう一度ペーパー，横書きのやつテーブルの上にちょっとみんなの横置いたんやけど，1 枚も……。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） なかったら持って……。

○議長（大西一司君） 来とらんの。

○5 番（国清一治君） ちょっとほんなら，これではないんやけど，一応これ決算を出して1 億2,000万円ですか，入院が特に8,300万円収入減になってますが，病床利用率を当初見込みと，まだ3月の出ませんが，今見込んでどうなんですか。見込み。

○議長（大西一司君） 局長。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 病床の利用率でございますが，1月までの集計でございますが，そこでの病床のほう利用率が平均で4月から1月までで34.3になっております。それで，60で割りますので人数平均57.1%になっております。80床に対して34.3人ですので。

○5 番（国清一治君） それで，当初は何ぼを見とったのか。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 当初が……。

○5 番（国清一治君） 70前後。

○1 番（美馬友子君） 70%。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 63……。63%。

○5 番（国清一治君） これ入院患者が減った理由は何と考えますか。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 入院患者のほうが減りました理由は，医療報酬の改正がございまして，9月まで亜急性という制度がありまして，その中で13対1の基本料で勝浦病院のほうは申請しておったんですが，そこで平均在院日数が24日という日数を守らなければなりませんので，平均で24日以内になるように入院患者と退院患者が毎月一定の人数が必要になってまいります。それで，それを守るためによくなれば退院していただいて，新しい入院患者が入らなかったということで，一番少ないときが10月でございまして，そのときは1日平均が23.4人でしたので39%の入院率に

なっておりました。それで、それが10月で一番低くなりまして、それから少しずつ回復してきまして、1月の段階では39.3人まで回復しております。先ほど言いました平均在院数24日というのが、亜急性がなくなったもので、当病院ではちょっと24日のほうは守れませんので、15対1の基本料になりまして、平均在院数が60日に基準が変わりましたので、その後平均在院数のほうが12月、1月と29.8日、30.2日と長く患者様においていただくようになりまして、今現在1月は39.3人ですので、65.5%の病床利用率となっております。

○5番（国清一治君） 一旦置きます。

○議長（大西一司君） いやいや、今のでわかりましたか。

○5番（国清一治君） 利用率は。

○議長（大西一司君） だから、もう一遍、原因っていうのは何でそなんだったのという。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 今の原因でいいますと、13対1という、その基準の中で、24日間を守るために入退院の患者が一定人数必要ということで、9月の間は入院患者のほうが人数余りおらんかって、よくなれば退院患者さんを退院させて、その基準を守っておりました。そんで、10月以降はその基準が15対1に基本料下げましたので、60日に変わりましたので、入院患者さんが長くおっていただけるようになったので、人数はふえてまいったんですが、実は一度減った患者さんっていうのは、入院のほうは患者さんが入院する必要性がないと入院できませんので、なかなかちょっと回復するのに期間がかかっている状況になっております。今後はこの40人を目指して、最低でも、入院患者の人数を確保していきたいということで、さらにもっと人数をふやして、入院収益のほうの減少を食いとめていきたいというふうには考えております。

○議長（大西一司君） いや、日数が長くなったらこの治療費がずっと安くなるわけでしょう、言うたら。短い期間より、だんだんと向こうへ行くにつれ収益が、収益率が悪くなるという意味じゃないんですか。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 確かに単価のほうは13対1のほうが1日当たりの収益の単価は高いんですけども、何分人数がもう30人切ってしまいますと人数掛けるその単価になりますので、入院収益でいえば極端に下がってしまいますので、10月

の段階での入院収益は1,710万8,000円の入院収益でございますから、23.2、1月の場合は39.3人の1日当たりの人数でございますが、それが月で2,849万7,000円ということで、約1,100万円ほどふえておりますので、やはり人数が多くないと入院収益のほうかふえない状況ということで考えております。

○議長（大西一司君） 今の例えば医師数とか看護師数にかかわらず、そういう今の院長が調整できるわけですか。どんなですか。正直わからん。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 今の医師、看護師の数でいいますと非常に、60床の病床数がありますので、その病床数の一応看護師のほうはそろえておるんですけど、医師のほうか以前に評価機構とか受けたときには医師数が不足しているという評価も出ておりますので、言われております医師数のほうは相当きつい状態になっておまして、増員のほうか実際は必要であるというふうか考えられます。だから、看護師のほうも人数的にはおるんですけども、今現在病気休暇等がありまして休んでる者がおりますので、今の現状としては入院患者かふえてっていうんは非常に大変になっておりますけども、一応職員数としては60床で存在意義を果たすということになっております。

○議長（大西一司君） 60床いけるんで、今の数で。構わんの。60人、例えば入院患者にしても今の看護師、先生の数でほれで対応できるん。いけるんですか、法的にも。法的につちゅうか機関。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 15対1です。

専門用語すぎてわかりにくいか。

濟いません、15対1と13対1がわかりにくかったと思うんですが、患者の数が13人に対して看護職が1人、それから15人に対して看護職が1人というような基準になっております。それで、一応60人、60床全部埋まるということは、緊急時の患者さんが入れなくなりますので、通常の病院でいいますと大体80%ぐらいを目安に、それ以上は緊急時用の患者さんを入れるためにあけておくっていうのが多いというふうか聞いております。ですから、70から80の間を目指して大体患者さんが入っていただければ、経営上一番望ましいというような病床利用率になると考えております。

○議長（大西一司君） いや、だから今私、恐らく国清議員も同じことだと思んやけん、今の医師数と看護師数でその70%、七六、四十二、42人、ほれでいけるんや

ね。可能なんやね、ほれは。今のスタッフで42人っていう数はこなせるわけやね。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 今言いましたとおり、看護師のほうで病気休暇等で休んでる現状もありますので、現状としては休んでいる人数の分は不足しておりますが、今の職員数でいうと臨時の看護師さんとか雇ってどうにか回っている状況で、今募集も臨時看護師についてはいつも広報で募集しております。

○議長（大西一司君） 医師が足らんのでは。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 医師のほうの。

○議長（大西一司君） うん。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 医師は、先ほども言いましたとおり、標準的な病院でいいますと足りない状態になって、それで先生が非常に苦勞して、休みもとれない状態でずっと勤務していただいて、それで病棟のほうの患者様も外来の患者様も、それから喜楽苑の回診も対応していただいているというような状況でございます。

○議長（大西一司君） ということは、無理して頑張っておられる。どうにかいっきょうけんど、医師数が原因でこだけ収益が悪化したっていうことにつながらんな、今の話だったら。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 濟いません、ちょっと説明不足で、入院患者さんが実際減ってきようっていう中の大きな理由としましては、高齢者の方が亡くなった後、若い方というのが勝浦病院のほうへ今まで通院というのが少ないもので、農業とかかつてされよった方の高齢者の方は町内で勝浦病院来られてたんですけども、勤務されてるサラリーマンの方とかは市のほうの勤務地に近いところの病院へ行かれたりしとう方も多いもので、なかなか勝浦病院へ定期的に通院していただいている患者さんがふえていかないという現状にあります。そうすると、通院する患者さんが少ないということは、病状が重くなったりしたときに勝浦病院で入院する患者さんも比例して少なくなっていくというようなことで、今の院長先生とかは、初め常勤の先生方に定期的に受診されてきた患者さんは今は高齢になって亡くなっていかれているので、新しい患者様は今の院長先生とか内科の先生とかに定期的に来ていただくっていう機会がなかなかないので、ふえていかないということなんで、もしここで医師がふえていけば、さらに今の日常業務以外に健診であるとか、いろんなことをして、新

しい患者さん呼び込んで、外来のほうで通院していただいて、将来的に体調が悪くなれば入院していただいてということで、勝浦病院の利用を高めていただけるというふうに事務長としては考えております。

○議長（大西一司君） ほれはちっとわかった。決定的でないように思う。

○5番（国清一治君） また聞かんといかんけんど、淡々と言よんやけんど、結局は10倍でしょう。これ10倍というん、これははっきり言うて、当初予算からある程度見越しとかなんだら、財政当局も困ると思うんや。これ出てきたら、これもほれはほんなん出せなんていうわけにいかんと思うんやけんど、これ将来展望は書かれてるんやね。はっきり言うて、来年度新年度予算見たら同じ額で出しとるでしょう、当初予算。一般会計の繰入金1,300万円。

○議長（大西一司君） 局長。

○5番（国清一治君） 僕は、将来展望で、ことしだけのことやったらほんでええと思うんです。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 申しわけありませんが、今出させていただいている予算というのが一応均衡予算ということで、不採算地区の運営に対する経費というのは当初予算には出しておりません。それで、収入のほうの入院収益を一応目標値として、目標としての金額を運営収益大きく収益を上げたいということで今当初予算で上げておまして、頑張っていきたいというような形で当初予算は上げております。

ただ、議員ご指摘のとおり、明るい展望かといいますと、非常に今後ずっと不採算地区病院の運営っていうのは非常に急激に金額ふえておりますので、これに対して中・長期的な経営について改善する検討、それから短期的には入院患者をできるだけふやしていくというような対応ということで、頑張っていかなければならない経営になると考えております。

○5番（国清一治君） 来年度っちゅうてもこういうことが起こり得るっていう話は十分あるけどな。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） いや、済いません、一応経営改善について検討して、入院収益を初め、そういうところの部分を検討していきたいというふうに考えております。

○5番（国清一治君） 終わります。ほかにも質問あるけれど。

○議長（大西一司君） 4番。

○4番（節 公一君） ちょっと今の質問とダブるところはあるんですが、一番心配しとるのは、急に1億円余っての一般会計からの繰り出しで、これは今までとちょっと桁が違いますんで、大体2,000万円、3,000万円、ほれでも多くなっていうようなことがあったんですが、今回一挙にということ、みんなが心配するんは、これが一時的なものなのか、根源的なものなのかというようなことで、今の局長の話では、頑張ります頑張りますって言うって、頑張ったってすぐ医師がふえるわけではないし、これはもう今まで一般質問出て、町長もかなり苦勞はしておるけど、実績としてなかなか難しい。大学のほうにも行き、医師会のほうにも行き、しとんですが、そこでこれ何年か前からもうこうなるんでないかっていうようなことがあったと思うんです、議会の中でも。もう四、五年前までは単年度でもいけたし、逆に黒字が出とったんですが、そのぐらいが分岐点で、これ今後は厳しくなるだろうなと言うとったんですが、ここまで急に悪いになってきたら、これはちょっとの頑張り方で改善するようなものじゃなくして、今までにこういうことは、これから検討していきますという話では当然遅いと思うんで、今まで病院の運営委員会なり当然関係者の人で十分されてきた経緯っていうんはどんなんですか。

○議長（大西一司君） 局長。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 病院の運営委員会を先日2月に行いまして、そのときの議員さんからの意見も、非常に赤字額がふえてきて、病院の存続自体が心配だというご意見いただいて、それで原因としましては、入院収益の大きな落ち込みが主原因でまず1点あるということで話をいたしました。それで、運営委員の方からは、もっと健診とか予防医療とか、そういうものを町民に対して呼びかけてやっていくといいんじゃないかというご意見もいただいたので、それから勝浦病院のほうへ本当に足を運んでいただけるように、もっと勝浦病院の宣伝も町民に対して行っていたらどうかというような貴重なご意見をいただきました。それで、委員さん側からも、施設も老朽化しておりますので、この施設が新しかったらもっと患者が来るのではないかというご意見いただいたり、さまざまご意見いただいて、今後こういう施設の改修も含めて、中・長期的な課題、それからもう一点は、今も言いました入

院収益をできるだけ目標値を頑張っていくというところを短期的には赤字をおさえるというような対応と節約の対応も必要じゃないかというようなご意見もいただいております。

それで、一応この決算書のほうを公認会計士の方にちょっと見ていただいて、経営分析のほうをしていただいて、決算上の数字の中でどのような経営上の問題があるかっていうことも分析して、それを見ながらさらに今後の経営について考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大西一司君）　どうぞ。

○4番（節　公一君）　いや、まさに私もちょっとそう思うんですが、これ運営委員会の方だけで解決できるような問題じゃないと思うんです。はっきり言って運営委員会の方も、私も実際に会ったことあるんですが、そういう病院経営のプロではないですし、いろいろ背景にある制度の問題とか今後の予測とかというんはわかりませんわね。そういうのに精通した、別に高いコンサルを出してせえとは言いませんけれども、県のほうとか国のほうにそういう機関があると思うんで、そういうのを利用して、もっと早く対策、手を打っていかんと、頑張ってみます頑張ってみますでは、今度このような状態が続いたら、1億円ずつ近いんがあったら、今7億円、8億円病院のほうにたとえあったって、もう早いすわね、これ。底をつくんは。剰余金にしたって1億円せまる額は多分ないと思いますんで、もうここらあたりで早急に本格的な手を打っていかんと、関係者だけで会議を重ねて済むというような問題じゃない、もう根本的なところにきておると思いますんで、ほうせんとう毎年毎年町の一般会計からまたこんな出たら、町も普通の通常の予算執行のほうにも大きな問題が出てくると思います。

この中で、この院外処方にした影響がどのぐらいあるんかっていうのを当時は2,000万円ぐらい薬価差益があるというような話になって、こういうことが急に出てきたら、そこらあたりも、さあこの判断がよかったんかなって、金額の面だけで見たらですよ、効率のこともあると思うんですが、そこらあたりどなんかなと思いますので、そこら最後局長、もうちょっと簡潔に、根本的な対策をどうやるか、簡単で結構ですからちょっと言うてください。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君）　議員おっしゃいましたように、もう普段の努力



という範囲は超えておると思います。それで、今も言いました経営改善の委員会ですので、ご意見を聞いた後、できればそういう経営改善についての検討をするような組織をつくれればつくって、検討していきたいというふうには考えておるんですが、まだどのような構成でとかについてはちょっと具体的には決めておらないんですが、そういう組織づくりをして、中・長期的にちょっと検討したいというふうな検討を考えております。

○4番（節 公一君） 最後の一つだけ。

○議長（大西一司君） はい。

○4番（節 公一君） 最後、ちょっとこれ予算書のほうに戻るけど、3ページに財源のところで薬品費が上がってますね、2,300万円。このとき、ちょっとさっきの説明で、院外処方になったら減るかなと思うとったんやけど、そこらあたりちょっとどういう関連なのかだけ説明してください。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 実は当初予算といいますのが初めて院外処方導入する予算でございましたので、外来収益と入院収益とその収益のほうから薬剤どれぐらい使うかということで見込み額で計上しておりましたので、実績額のほうに合わせて増額をさせていただきました。

○4番（節 公一君） 院外処方になったら減るんちゃうん、普通。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 当初予算のほうが見込み額でございましたので、実績額よりも少なかったということで。大もとのほうの薬品費でいいますと、昨年の、済いません……。

○4番（節 公一君） いや、減ると思ったもんが、それだけは減らなんだということですか。

○議長（大西一司君） ほういうこっちゃわ。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） はい。

○議長（大西一司君） そう見込んだったんよ、予算も。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） それほど多くは減らないんです。2億数千万円だったので、相当金額としては全体は減っとるんですけども、見込み額が少し減らし過ぎましたので。

○4番（節 公一君） そういうことですか。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） はい。実績に合わせてにしております。

○4番（節 公一君） ほなら、わかりました。

以上です。

○議長（大西一司君） 1番美馬君。

○1番（美馬友子君） 病床稼働率を積極的に向上させていくっていうことが一番の問題だと思うんですが、毎月のように経営会議はされていないんですか。私たちも毎月のように経営会議なり質向上のために看護部としていろんな施策を方針を変更する、改善していくっていうことが、看護師からも意見もないし、病院局長としてどんな病院にしたいんかとか、何が足らんかったけん患者さんが減ったんか、具体的なことが少しも見えんです。それから、小児科の医者も配置すればって、お子さんを持った家族の方が安心できるんじゃないかっていう部分も、患者数が少ないので要らないとか、看護師の質上げるために看護師長の協力で環境を変えてできないんかっていうんも、ほれも却下されました。結局は患者中心ではないんじゃないかなと。患者さん中心だったら、どんなことが支援が要るかっていうことが、いろんなこの課題の中で、患者が抜けとんではないかなって。患者のためにあるんですよね、病院。町民のためにあるんですよね。ほの町民が抜けてないですか、視点が。

○議長（大西一司君） 局長。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 議員ご指摘のとおり、町で設置しております病院でありますので、確かに町民のための病院であるということは間違いなく役割として考えておりました。それで、看護師も検討あるいは月1で経営改善の会議がということで提案がなりましたが、一応月1回、院内会議ということで、各部門の職員が寄って、先ほど報告しました毎月の患者数、それから病床の利用率、それから入院収益、外来収益、その他収益等の報告をさせていただいたり、いろんな部門の委員会の報告等をさせていただいております。その中で、もっと経営改善について今後取り組んで話をしていかなければならないとは思っております。

それと、小児科の問題でございますが、小児科のほうは非常勤で来ていただいていた先生が退職されまして、その後大学のほうから週に1日だけ来ていただいているという状況が続いております。従来から小児科のほうは、実は患者数のほうが、週2日ですので、そんなに人数がないとかということについてはなかったんですが、何分予防

接種と小児科健診のほうが病院としてはずっと続いておりますので、その部門を今も大学の先生のほうにさせていただいております。それで、採算でいいますと、確かに議員ご指摘のように、小児科のほうは採算が合わないというような状況になっております。

それから、看護師長のほうのどうだろうかというご意見をいただいて、一応班長会でも検討したんですが、今現在がちょうど病気で休まれてる看護師さんのほうがおいでるので、どちらかといえば、現場で夜勤とか、そういうことをしていただける看護師が病院としては今早急に必要だということで、指導する役ではなしに、実際に夜勤をしていただけるような看護師のほうがいいというようなご意見もあって、その話は断らせていただいているという状況です。

○1番（美馬友子君） 断られた話はええんですが、これ長期的なことを考えたら、どうして後方支援としての、言うたら後方支援ですよ。亜急性、さっきも言ったですけど、60床全部亜急性とれてなかったでしょう。亜急性って60床とりませんよね。ほんで、それなので、亜急性って在宅に帰る前に急性悪化した人を入院治療で在宅に帰すための病床なんで、60日間はいけるっていうことなんですけど、長期展望で、なぜ若い人が後方支援として勝浦病院を選ばないかっていう根本的な原因が抜けとんじゃないですか。質の改善が一番大事、環境改善と質改善やるのが一番大事なことでないんでしょうか。

入院患者さんが、この間うちのもお世話になったんですが、インフルエンザがすごい流行っているときだったんです。湿度計が20%なんで、こんなんで湿度が足りんじゃないですかって言うたら、何て言うたと思うんですか。こっちの部屋もこっちの部屋も20%なんです。だから、辛抱してください。こんなんで行けますか。とても質改善は必要ではないかなと思います。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 済いません。

インフルエンザがはやりまして、非常にお見舞いの方にもちょっとご注意していただいたりした経過は、事務員として張り紙もしていたしておったのですが、ちょっと湿度計20%で加湿器のほうの貸し出しとかもしてなかったと思われまして、今後師長のほうと話しして、そういうような質の改善として対応していけるように院内で再度十分話していくようにしたいと思います。

○1番（美馬友子君） その湿度はありましたけど、お湯が出ないんです、病室で。お湯が。そしたら、換気も難しいですよ。手洗って、感染って大事なんで、水だけの手洗だけでもやっぱり不十分ですよ。ほの点すごく大事な手洗い、いつも手洗い、うがって言われようように、体の清潔の部分も含めて、個室でありながらお湯が出ない。大部屋でもお湯が出ない。清潔ななかなか保ちにくいと思うし、またスタッフの方も重労働なことをされて患者さんの清潔に気を配ってるのかなと思うところがあつたので、いろんな面で、病室やってドアやって高齢者がドアがあけれないようなドアです。そんなちょっとタッチしたら左とか、スツとこのごろはあくんですが、そういうふうな改善もこれからしなくてはならないと思うんで、私は新しく建てかえるんが一番だと思うんですけど。前から言ってますけど。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 議員の言われるとおり、非常に、34年前に建築した病院でございますので、各室の手洗いの配管につきましては、当初にはついてなかったもので、壁に壁面に外部に配管を張りつけて各部屋に持っていつているというふうな、後からつけた状況になっております。それで、お湯のほうは確かに出すということは患者様のサービスに必要ではあるんですが、恐らくそれをすると相当な金額になってまいるということで、検討というふうにしていかなければならない。

それから、建てかえの話でございますが、それも耐震診断で25年度に診断をいたしまして、倒壊のおそれはないということになりまして、耐震改修の必要性がなかったということで、今の病院をそのまま利用していくというふうな結論がそのときに一応出されました。それで、中・長期的な検討をする中で、議員ご指摘のとおり、お湯を出すであるとか、ドアのほうを全面的にもっと違った形にするとか、そういうふうな全面的なことを考えますと、果たしてその改修費用をしてあと何年病院を使うんかというふうなお話も絡んでまいりますので、抜本的にそういう大改造するのであれば、建てかえというほうを検討しなければならなくなるということなことは一般的な常識の話となるんですけども、ちょっとまだ今の段階では、25年度に耐震診断のほうが一応いけたということで、今の建物を大事に使っていくという方針で決まっておりますので、そこからさらに話をかえていくことになっては、検討委員会等でお話をしていかないとちょっと難しいかなというように私自身は考えております。

○1番（美馬友子君） 病院がサービス業になったので、その点もいろいろこれから

考えてほしいなと思います。

○議長（大西一司君） いい。よろしい。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございますので、以上で総括質疑を終了します。

それでは、お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

まず、議案第1号について詳細質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 先ほどもちょっと触れたんですけども、今回で7回目の補正予算、議会としては6回受け付けてるわけなんですけれども、その額が6,400万円。私がこの最終の補正予算を組んでみますと、私の計算上は、これ以上は余剰金として出てるんじゃないかというところがございます。ほれで、ちょっと聞きたいのは、26年度の財政運営の中で行政運営のための借金をしたのがあるのかどうか、これを会計管理者に聞きたいと思います。あればそれはどれぐらいの額か。それともう一点、もう2点ですが、これ基金積み立てをやられておりますが、この減債基金が今現在で幾らになったのか、財政調整基金が幾らになったのか、この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（大西一司君） それでは、豊岡会計管理者、答弁願います。

○会計管理者（豊岡和久君） 一時借入れにつきましては、会計としてはしておりません。

○議長（大西一司君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ちょっと待ってください。

○議長（大西一司君） はっきり出るの。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） いや、ちょっと確認せなんだら……。

○議長（大西一司君） もうほんなん……。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 資料的には持っとんやけど、これが合うとるか合うてないかちょっと確認してみたいんですけどね。

（「合うとう」の声あり）

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 合うとうですかね。

○議長（大西一司君） 確認したいと言うんやけど。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ちょっとほな、いきましようか、これ。

○5番（国清一治君） 去年の決算書の上へプラスにして。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ちょっと手持ちの資料なんですけど、これ平成26、27の財政状況調査ということで資料が出ております。財政調整基金につきましては、平成26年度末が20億9,381万4,000円ということになっております。今回のこの部分については2億円を取り崩す分は、先ほど言いましたとおり、取り崩しをしまさんと新たに2億円積むということですので、22億9,381万4,000円になろうかというに考えております。

それから、減債基金につきましては、これも26年度末の現在高で2億7,804万6,000円という数字が出ておりますので、これに1億円が足されますので、3億7,804万6,000円前後になろうかというふうに、ちょっとここにある資料でいえば、そういう金額になろうかと思えます。

○議長（大西一司君） 国清議員。

○5番（国清一治君） 町長にお伺いしますが、今会計管理者に聞いたら、借入れも全くしてないと。これ過去には借入れしなければ財政運営ができない、非常に厳しい時代が続いたわけですけれども、最近私はもう借りてないということで確認したんですけども、今の財調にしても23億円ぐらい、減債基金も4億円近いお金が積

み立てられてたということで、お金を積み立てることは非常に私は大事なことだと思っておりますが、ただトップとして町民の福祉を考えたときに、今生きている人の要望に応じていく、これも非常に大事なことだと思えます。そこで、基金の中には全く使われてない基金もあります。そういうことで、将来に蓄えるということも大事ですが、今たちまち非常に議会の一般質問でも要望が高いわけですよ。そちらのほうにも使っていかなければいけないんじゃないかと私は思っております。新たな基金を創設するとか、そういうことで将来に備えることも非常に大事でないかなと思っておりますので、ここ近年の財政の決算を見ますと、非常に余剰金が出てきている。これが全てよしと私は考えておりませんので、町長の所見を聞きたいと思えます。

○議長（大西一司君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） お答えをいたします。

最近財政の健全化が図れていると、財政指数から申し上げても、財政非常に今よくなっているというようなことでございます。しかしながら、きょうの所信でも申し上げましたように、決してまだまだ、先ほど来議論いただいております病院の関係等々、課題は多く山積をしております。まだまだ資金も十分必要であると考えておりますので、基金の問題につきましても、準備をしていくということは、一つの財政を運営する上においては非常に大事なお金でもございますので、それはそれとして、一定の額は積み立てていきたいと。しかし、町民の要望は十分応えながら、いつも言っておりますように、安全・安心な町民の皆さん方本当に安心して住めるようなまちづくりにお金を使っていきたいという気持ちには変わってはおりません。そういうことでございます。

以上でございます。

○5番（国清一治君） わかりました。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） どの予算についてということではないんですが、町長にお伺いしたいんですが、どの課も補正したおかげでとか、また予算執行できたおかげで、こんな効果があったということが説明が少なかったんじゃないかなと思うんです。町をよくしていくとか住民サービスの向上のための予算であるっていうところから、不用

額はこんだけあったけども、こんなことができたので、こんな効果があったんだって  
いうところを十分に説明していただきたかったなというところと、そういうふう  
に指導もしていただけたらありがたいなと思います。そしたらもっともって効果が見えて  
くるんじゃないかと思うんです。

○議長（大西一司君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 当然でございまして、私が私的に使うわけではございませ  
ん。町の町民のための行政をやっておりますので、当然効果が最大限発揮できるよ  
うな有効かつ適切な効果の上がる支出をしていきたいということでございますので、よ  
ろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（大西一司君） ほかにございせんか。

4 番 節 議 員。

○4 番（節 公一君） 町長にちょっと質問しますが、この補正予算の中には地方創  
生の事業がたくさん、繰り越しにはなってますが、出てますが、第一読会するときにも  
議員の中から質問出たんですが、この予算の中に、地方創生戦略計画を立てるとい  
うときに、町長、先ほどの所信表明の中には、この総合戦略には町政の最上位計画であ  
る勝浦町総合計画を踏まえということになってますが、私は総合戦略の中には町の総  
合計画をはみ出すようなものもあっていいと思うんです。そのぐらい、特に勝浦町  
独自のものを出品しなければいけないというようなときには、別に総合計画にとられ  
る必要はないと思うんです。全く異質なもんならともかく、それをはみ出すぐらいの  
ものもあっていいと思うんですが、そこらあたり町長のこの総合戦略を策定するに当  
たり、勝浦町独自のユニークなアイデア、そういうものをぜひ出していただきたいと  
思うんですが、その点に対する町長の考え方をお願いします。

○議長（大西一司君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 今回の総合戦略の関係、勝浦町の総合計画が23年に策定を  
いたしまして、見直しの時分に入っております。そのときの最大の重要な事項としま  
して、人口減少の抑制と大一番に掲げておりましたし、定住政策を今後とも進めてい  
くというようなことも掲げておりました。それから思えば、今の総合計画、地方創生  
の目標は、人口減少、定住促進、そういうような少子・高齢化の対応ということが  
大きくうたわれておりますので、決して私は23年に策定した総合計画に正しかったの



かなと、1つですよ、全てとは言いませんけど、正しい方向に行っとったんかなというようなことでよかったなという思いもいたしておりますし、今後とも総合計画が、一つの言い方として勝浦の総合計画というような、勝浦独自の計画もぜひとも立てていきたいなど。今具体的にこれだというようなことで思いつかないところもございませぬけども、委員さんを選んで、20名、今回参事のほうからも話にありましたように、各界各層から特に実務経験の豊富な方、そんな方にもぜひとも出席してもらい、また女性の委員さんも多く入っていただいて、女性の観点からそうした総合戦略を見ていただくということも非常に大事なんでないかというようなことも思っておりますので、そうした皆様方の知恵と経験に大いに期待もいたしているところでもございませぬ。私としては、大いに勝浦町的にやりたいという気持ちは十分持っております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 4番 笹公一君。

○4番（笹公一君） 最後にします。

町長の考え方、それを批判するというんではないんですけど、もう一歩踏み込んで、先ほど言いました総合計画と総合戦略、そのうちの総合計画というのは目標ですね。町の大きな目標、人口減少の抑制、そういうことは、その目標はそれでええと思うんですが、その総合戦略というのが、ほれをするための手段をどうするかということになると思うんです。その手段の中には、今までの概念にとらわれることなく、経験も必要ですが、若い新しい人の考えも必要であると。そういうことから、奇抜なという言い方が適切かどうかわかりませんが、従来の枠にとらわれないような発想をぜひしていかないと、決まり切ったようなまた委員のメンバーではそれこそ何にもならないと思いますので、思い切って町長が出て行って、若い人の意見を聞くとか、参考になるようなところへ職員を行かせて、そのための手段としてどういうことがいいのかというようなことをぜひやっていただきたいと思うんですが、その点についてだけでもう一回お願いします。

○議長（大西一司君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議員ご指摘のとおりでございまして、私もそのように取り組んでまいりますので、ご支援のほどをお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 8番井出議員。

○8番（井出美智子君） 4番議員の関連になりますが、勝浦をどう発信していくかは町長にかかっていると思います。子育て支援に力を入れてますし、四国初の子どもの医療費無料化にも取り組んどります。さまざまな、給食の内容も全国に誇る内容です。いっぱい財産を持っております。貯蔵みかんも3月は日本一です。それをどう全国発信していくかは、今度の地方創生のせつかくある予算をどういうふうに組み立てて、勝浦を日本一の住みよい町、若者が勝浦に住みたいという町になるか。それを議会も役場の職員も町民も挙げて取り組もうというかけ声を町長自ら全町に発信すべきがこの3月議会の課題だと私は考えています。だから、今までのようにコンサルに頼むのではなく、今までのように諮問委員会頼みにするのではなく、町長の熱い思い、勝浦を日本一の町にする発信、だって上勝よりも神山よりも、勝浦は中身は自信を持って素晴らしいと言えることが何よりもあるわけです。そういうことをこの3月議会にしっかりと町長から発信してもらって、勝浦町民挙げての住みよいまちづくり、若者が喜んで来てくれるまちづくり、そのための地方創生に取り組んでいくという、そういうお答えを私たちは待っているんだと思います。いかがですか、町長。

○議長（大西一司君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） いろいろご指摘もいただきまして、本当に心強い限りでございます。今回補正予算に案として地方創生を掲げておりまして、いろいろな内容、きょう提案いたしましたとおりの内容でございます。さらに、5年間というような戦略計画もございます。よりよいまちづくりに、目的、終着するところは議員と全く同じような考え方もわかりませんから、私なりに町をよりよくしていきたいという気持ちは強うございますので、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○8番（井出美智子君） 町長のその熱い思いをいかに上手に町民に伝わるように、全国に伝わるように発信するかのその方法いかんだと思ってます。副町長、参事以下、全職員挙げて、町議を挙げて応援していきたいと思っていますので、この地方創生を勝浦を全国発信に向けての取り組みになるよう、みんなで力を合わせていきましょう。

○議長（大西一司君） 締めてくれました。

ほかにもうないですね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、質疑ございませんので、次に議案第2号について詳細質疑を行います。

第2号についての質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

それでは次に、議案第3号について詳細質疑を行います。

この件については質疑ございませんか。

ないですね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ございませんので、次に議案第4号についての詳細質疑を行います。

質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

それでは次に、議案第5号についての詳細質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） なしという声でございます。それでは、質疑なしと認めます。

次に、議案第6号についての詳細質疑を行います。

議案第6号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） なしということでございます。質疑なしと認めます。

次に、議案第7号についての詳細質疑を行います。

議案第7号についての質疑、ございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ないようでございます。それでは、質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第7号までの7件を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第7号までの7件は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長(大西一司君) それでは次に、日程第11、議案第8号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第25、議案第22号、勝浦町道路線の認定についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質問を述べたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、議案第8号から議案第22号までの提案理由の説明をさせていただきます。

議案第8号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容は、特別職の報酬を平成27年4月から平成28年3月までの間、条例に定められた給料月額から、町長については当該額の10%、副町長については当該額の5%に当たる額を減じるものであります。

議案第9号は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、教育長の報酬を平成27年4月から平成28年3月までの間、条例に定められた給与月額から当該額の5%に当たる額を減じるものであります。

議案第10号は、勝浦町公告式条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容は、掲示場の位置の変更によるものであります。

○町長（中田丑五郎君） 小休よろしいですか。

○議長（大西一司君） 小休します。

午後4時21分 休憩

午後4時21分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

○町長（中田丑五郎君） どうも失礼しました。改めて申し上げます。

議案第11号は、勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が改正されたことに伴

い、「鳥獣の保護及び」の次に「管理並びに」を加えるものであります。

議案第12号は、勝浦町行政手続条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、行政不服審査法の全面改正に合わせて国民の権利、利益の保護の充実のための手続を整備するために行われる行政手続法の改正に伴う条例であります。また、この条例の改正に伴い、勝浦町町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、勝浦町防災会議条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容は、防災会議を組織する委員の構成について改正するものであります。

議案第14号は、勝浦町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

これは、介護保険法の改正により、包括的支援事業を実施するために必要な基準を市町村の条例で定めることとされたため、条例を制定するものであります。

議案第15号は、勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

これは、介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定められていた各種基準について市町村の条例で定めることとされたため、条例を制定するものであります。

議案第16号は、勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容は、介護保険法の改正により指定居宅介護支援、基準該当居宅介護支援に係る基準が都道府県条例に委任され、徳島県が基準省令を引用していることから、本町においても基準省令を引用するため条例の改正をするものであります。

次に、議案第17号は、勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い、事業者が遵守すべき基準として指定介護予防支援等の基準省令を引用している箇所について改正するものであります。

議案第18号は、勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容は、介護保険法の改正により、指定予防支援事業者の指定をしてはならない場合について条例整備を行うものであります。

議案第19号は、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、介護保険法及び介護保険法施行令の改正に伴い、保険料などの改正をするものであります。

議案第20号は、勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容は、子ども・子育て関連3法の施行により、平成27年4月1日から本格的に実施される子ども・子育て支援新制度に伴う改正であります。

議案第21号は、勝浦町簡易水道管理条例の全部改正についてでございます。

これは、水道料金の改定や新年度から今山地区において町による管理運営を行うことによる改正であります。

議案第22号、勝浦町道路線の認定についてでございます。

このたび勝浦町の町道として、新たに3路線を認定するものであります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○5番（国清一治君） ちょっと小休願います。

○議長（大西一司君） 小休します。

午後4時27分 休憩

午後4時28分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

それでは、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号について伊丹参事のほうから詳細説明を願います。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、条例の一部改正についてご説明をいたします。

初めに、議案第8号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

改正の内容につきましては、平成27年度の勝浦町長及び勝浦町副町長の給与月額について、条例で規定する給与月額から勝浦町長は10%、勝浦町副町長は5%に当たる額を減じて得た額とする、この附則改正をするものでございます。

続きまして、議案第9号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の内容は、同じく平成27年度の勝浦町教育長給与月額について、条例で規定する給料月額から5%に当たる額を減じて得た額とする附則改正をするものでございます。

続きまして、議案第10号です。勝浦町公告式条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本年度老朽化しておる告示板を改修をいたしました。掲示板につきましては、町の掲示部分と地元の掲示部分を分けて掲示ができるように作成をしております。改修に当たりまして、生名地区の掲示板の位置について移設の要望がございましたので、設置場所の変更について改正を行うものでございます。

続きまして、議案第11号、勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、国において、法律の名称が従前の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」というのがございましたが、新しく「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」という名称に改正になったために、この法律を引用している町の手数料徴収条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第12号、勝浦町行政手続条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成26年6月13日に公布されました行政手続法の一部を改正する法律が本年4月から施行されることに伴い、勝浦町の行政手続条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、住民の権利や利益の保護の充実を図るための手続を整備するため改正するものでございます。

1つは、第3条中で条文の中に用いております漢字について、常用漢字の改定がご

ございましたので、これに伴いまして漢字、文言を訂正する改正でございます。

それから2つ目に、第3条の第2項中で、行政庁や役場等が行政指導や許認可等の権限を行使する場合にその根拠等を明示することを義務づけるものでございます。

それから3つ目は、ここから新しい章でございますけども、第34条の2で、行政庁や役場等が行った行政指導が法令に反した場合、行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるよう規定しております。

それから4つ目ですが、第34条の3で、法令に反する事実があったにもかかわらず、その是正のための処分や行政指導がされない場合、行政庁、役場に対し、申し出によってその処分や行政指導を求めることができるように改正をするものでございます。

それから、議案第13号でございます。勝浦町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

改正の内容は、防災会議を組織する委員について、現行に加えて自主防災組織を構成する者の中から任命することを可能とする改正でございます。これまで防災会議におきましては、地域防災計画の策定や防災関係機関との連絡調整を図ることを目的に開催されてまいりました。しかし、この会議に参加する委員は各行政機関の専門員によるもので、地域の実情や住民の立場に立った意見が反映されにくい状況でございました。このようなことから、住民みずからが地域の防災力を向上させる施策や意識高揚を図るため、委員の中に地域や女性の代表者を選任し、防災対策の議論ができるよう改正をするものでございます。現在委員の定数は17名でございますが、改正後は19名となる予定でございます。

以上、総務課関係の条例の説明を終わります。

○議長（大西一司君） それでは続いて、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号を大西福祉課長の詳細説明をお願いします。

大西課長。

○福祉課長（大西博己君） それでは、議案第14号、議案のほうをごらんください。

制定理由につきましては、ただいま町長が説明したとおりでございます。いわゆる第3次一括法、分権法の施行に伴う介護保険法の改正がなされることによって、従

来厚生労働省令で定めておりました地域包括支援センターに関する基準をこのたび市町村の条例で定めるものとされたことに対応して制定するものでございます。

お手元の第14号にございますとおり、趣旨、定義、基本方針、職員及び職員数の基準、適正な運営の確保等で構成された規定でございますが、従来本町の包括支援センターは厚生労働省の基準を満たしており、今後もその方針であるため、今現在現場での住民サービスには本条例による制定による影響はないものと考えます。改正介護保険法の経過措置により、平成26年4月1日から1年を超えない日までに制定するというようになっておりましたため、この3月議会に提案する必要がございました。

附則につきましては、公布の日から施行するとさせていただきます。

続きまして、議案第15号をごらんください。

訂正理由につきましては、第14号の議案と同じでございます。

指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、もう一つが、基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を厚生労働省令から市町村の条例で定めるものでございます。

現在喜楽苑、みかんの郷を中心として実施している介護予防事業でございますが、第3章、第3条の従業員の人数、第14条の管理者、第18条の運営規程、第19条の勤務体制の確保、第20条の設備及び備品等、第30条から第32条に規定された効果的な支援の取扱方針に関する基準ほかから構成されております。現行喜楽苑とみかんの郷を中心として実施している介護予防支援基準の基準は厚生労働省の基準を満たしており、今後ともその方針であるため、現場での住民サービスには本条例による影響はないものと考えておりますが、今以上に連絡調整は図る必要はございます。

改正介護保険法の経過措置により、平成26年4月1日から1年を超えないまでに制定するというので、この3月議会に提案する必要がございました。

附則につきましては、公布の日から施行するものとさせていただきます。

続いて、議案第16号でございますが、お手元配付の福祉課参考資料、新旧対照の表のほうで説明するのがわかりよいかと思います。A4横の。ございますか。

それでは、第16号議案から、勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございますが、平成25年

3月議会で審査、制定しました喜楽苑、あゆの里の設備運営に関する基準を定めた条例ですが、国の基準省令を引用しているため、介護保険法の改正により根拠法規定の部分を変更する条例改正が必要となります。配付しました新旧対照表のとおり、条例第6条、定期巡回随時対応型訪問介護従事者の人数の規定、同第14条、心身の状況等の把握の規定、同第93条、居宅サービス計画の作成の規程、第190条、基本方針の規定、同191条、従事者の人数等の規定、以上の根拠法令が改正前から改正後、アンダーラインを引いてある部分でございますが、改正でございます。

附則につきましては、本条例は公布の日から施行するものとします。

続きまして、議案第17号、参考資料の次のページでございます。勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

同じ時期に喜楽苑、あゆの里での介護予防サービスに係る設備、運営に関する基準を定めた条例ですが、さっきの議案と同様、国の基準省令を引用しているため、介護保険法の改正により根拠法規定の部分を変更する条例改正が必要となります。新旧対照表のとおり、第2条、定義の規定、第15条、要支援認定の申請に係る援助の規定、第16条、心身の状況等の把握の規定、第18条、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助の規定。

次のページに移っております。裏になります。

第44条、従業員の数等の規定、第67条、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針の規定。

参考資料の3ページ、小さく(3)と書いてあるところに移ります。

同第70条、基本方針の規定、以上の根拠法令変更による改正でございます。

附則につきましては、本条例は公布の日から施行するものとします。ただし、この2月12日に公布されました介護保険法施行規則の一部を改正する政令によりまして、第2条第1項第1号、第15条第2項、第18条、第44条の第10項、第70条の規定は、平成27年7月1日から施行するものとします。

次の参考資料に移ります。

議案第18号でございますが、勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

指定介護予防支援事業者にしてならない場合として、「申請者が法人でないとき」から「申請者が市町村の条例で定める者でないとき」に改正されます。その根拠法の改正でございます。新旧対照表のとおり、第1条趣旨の規定は基準による根拠規定の変更、第3条は見出しと根拠法を変更します。さらに、法人としての資格から暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定を追加して、第4条には別に定めることができるように委任の規定を追加します。現在指定されてる法人は、基準による事業者となっております。

附則につきましては、本条例は公布の日から施行するものとします。

参考資料の第19号議案をお開きください。

議案第19号、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例案でございますが、第6期介護保険事業計画により、平成27年度から29年度の第1号被保険者に係る介護保険料を改定するもの、3カ年の給付額の推計により、必要な基準保険料を「5,100円」から「5,800円」に変更するための条例改正でございます。介護保険法施行令の規定に基づき、所得等により基準の保険料を基準に9段階の介護保険料を設定します。改正前の介護保険料段階は、条例上の表記は8段階ですが、平成24年4月1日施行の条例附則第3条、平成24年度から26年度までにおける介護保険料率の特例の規定によりまして1段階追加され、9段階となっております。改正後は、介護保険法施行令第38条に基づいて、条例上も9段階となります。

条例改正内容につきまして、第3条でございますが、改正前の介護保険法施行令第39条の自治体の参酌による経過措置を設定できる規定から、同第38条の施行令に基づいて介護保険料段階を9段階とし、従来の施行令では6段階しか設定できず、本町の第1号被保険者は所得の高い人の割合が比較的少ないため、あえて施行令第39条の規定により9段階に設定をしておりました。国の基準の改正により9段階に制定されましたので、施行令第39条から38条に変更して、施行令の規定に基づいて9段階としました。

ランク、この段階ごとの1から5までは、従来の基準よりも低所得者層に配慮したランクとなっております。第3条の第1項、第1号、「3万600円」から「3万4,800円」に、第2号は「3万600円」から「5万2,200円」に、第3号は「4万

5,840円」から「5万2,200円」に、第4号は「6万1,200円」から「6万2,640円」に、第5号は「7万920円」から「6万9,600円」に……。

○議長（大西一司君） 下がるな。

○福祉課長（大西博己君） 第6号は「7万6,440円」から「8万3,520円」に、第7号は「9万1,800円」から「9万480円」に、第8号は「10万4,040円」から「10万4,400円」に、そして第9号は11万8,320円と改正となります。6段階から9段階は、一定の所得のある人を対象としたランクとなっております。

以上の理由より、第3条第2項と第3号は削除します。

第5条の改正は、賦課期日後において、第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の規定につきまして、根拠規定の変更によるもので、内容の変更はありません。

附則につきましては、第1条に、平成27年4月1日から施行する。同第2条は、この条例の改正規定は平成27年度分から適用し、平成26年度分以前の保険料については従前のおりとする経過措置の規定。同第3条は、介護保険法第115条の45第2項、第4号から第6号に規定された介護予防日常生活総合事業等の実施時期に関しては、改正介護保険法第14条の経過措置により、円滑な実施のための準備期間を考慮して、当該市町村の定める日の翌日から行うものとするという経過措置の規定でございます。

この事業につきまして、県内の自治体は大半は同法の実施時期を最終年度に予定している状況にあるため、事業のノウハウが不明でございます。近隣町村の足並みをそろえた実施を準備していきたいと思っております。

最後に、この第19号議案に関しまして、1点だけお願いしておくがございます。改正条例第3条第1項1号の規定でございます。

参考資料の1枚目に返ってください。

一番上の(1)1号の規定でございますが、改正後3万4,800円となっております。これは、保険料の軽減強化に係る政令案が政府決定で出ておりますが、本日3月3日現在、法案がまだ成立しておりません。内容は負担率を0.5から0.45に引き下げる低所得者対策ですが、未成立のため条例案からは除いてあります。条例議決日までに法案が成立した場合には、追加議案として条例の一部を改正するそのまた一部を改正す

る条例案を提案するか、あるいは本会議の議決に間に合わなければ専決として平成27年4月1日施行に間に合わせていきたいと考えておりますので、ご理解ください。

参考資料の一番最後をお願いします。

議案第20号でございます。

勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例案でございますが、子ども・子育て支援関連3法の施行に伴い、平成27年4月1日から本格的に実施される子ども・子育て支援制度に伴い、子ども・子育て支援法、同施行規則並びに改正児童福祉法に規定されたもののうち、本条例に規定しておくことが適切な条項を改正します。

新旧対照のほうで説明させていただきます。

第1条、趣旨の規定でございますが、児童福祉法第24条第1項のほかに、子ども・子育て支援法第20条、市町村の認定等の規定が加わります。

第2条は、本来保護者から申請を受けて、公正労働基準により、保育に欠ける実施基準となっておりましたが、新制度では子ども・子育て支援法による保育が必要な事由により交付金の支給認定を行い、保育所等への入所決定を行うことに変更されます。事由を1から10までとし、該当しなければ保育所に入所できない子供が発生する可能性があるため、法定の事由を条例により現状に即応したものに規則で定めておく必要がございます。内容は従来の保育の実施基準と大きく変わるものではありませんが、現行の町内2つの保育所へ規模、定員数、保育士数との可能な範囲で入所できるような施行規則とします。

第2条第1項第1号、法定では月に64時間以上の労働がなければ入所できない児童が発生しますので、規則により本町の実情に合わせて、規則ではおおむね48時間をめどに調整する予定でございます。第2号と第6号の期間も規則で実情に合わせますが、将来実態上の入所定員を超過することになれば、同じ町内でも利用の優先順位を考えなければなりません。

次のページ行きます。

第3条は、入所の規定。現行の規定どおりではございますが、文言を制度に合わせて「保育に欠ける」から「保育が必要な」に変更します。さらに、根拠法に子ども・子育て支援法第19条第1項、第2号と第3号を追加します。ただし書きにあります利用調整については、当面自治体の協力義務が定められております町外からの広域利用

についての規定ですが、少なくとも町民の子供が入所できないことがないように広範囲の規則を定めていく必要がございます。

第4条は、入所申し込みの規定。従来は申し込みをして町が承認するとしていたものを支給認定による入所決定によって承認するという手続に改正。施設型給付費等というのは、公立以外の保育所が該当する名称でございます。

参考資料の次のページ、お願いします。

第6条でございます。保育料の規定で、従来の使用料としての保育料を児童福祉法と子ども・子育て支援法附則の根拠法により、保育費用の負担金としての保育料を調整する規定に改め、規則で定めてある保育料の額の決定基準を厚生労働省基準から、条例にありますような第2項に規定する根拠法の規則に定める基準に変更します。規則で定める保育料については、制度改正により所得税ベースから町民税ベースで算定することになりますが、収入所得額で同水準のランクを設定してあるため、収入と対象児童の条件が同じであればほとんど変わらない保育料に設定してございます。

第9条、入所取消の規定は制度改正により、「保育に欠けない」から「保育の必要がなくなったとき」の変更のみでございます。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上、第14号議案から第20号議案の詳細説明でございます。

○議長（大西一司君） それでは最後に、議案第21号と議案第22号を柳澤課長の詳細説明をお願いします。

柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） では、議案第21号、勝浦町簡易水道管理条例の全部改正について説明をいたします。

改正理由といたしましては、今日まで昭和45年に制定された管理条例を部分的に改正しながら運営をしておりましたが、現状の条文では、規定の附則があったり、文言に修正書きのような箇所が多くなっております。また、川北簡易水道を含め、数カ所の水道料金の改定があること、さらに平成27年度から今山地区において町の管理運営が始まることから、この機会に条例を全部改正することです。

改正概要といたしましては、大きく2つありまして、1つ目は、条文の改定です。内容といたしましては、全国的な市町村レベルと同等の条文に改めます。また2つ目

は、水道料金の改定。内容については、水道料金を老朽化した水道施設の維持、改修の財源確保のため、各水道組合と協議の上、変更をいたしました。また、川北管理水道料金を新たに決めました。

なお、この川北簡易水道料金の体系については、今後の勝浦町の統一した料金と考
えております。

それでは、条文の本文に入っていきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

この条文については、第1章が総則、それから最後に第6章の補則ということで、
この6章43条で構成されております。

まず、第1章の総則。目的。第1条、この条例は、勝浦町簡易水道事業の給水につ
いての料金及び給水施設工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持
するために必要な事項を定めることを目的とするということで、この目的に沿って条
文を作成しております。

全部改正ということで、旧条例と変わったところは大半であることから、大きな要
点だけをかいつまんで説明をいたします。

まず、6ページをお開きください。

6ページの下から12行目で、第29条、手数料。手数料は、次の各号で区分に応じ、
当該各号に定める金額を申込者から申し込みの際、徴収するとなっております。

(1)の第7条第1項の指定するとき1件につき4,500円となっております。これは、
水道の専門業者が勝浦町の指定給水の装置の工事の事業者として申し込みの際の手数
料でございます。

次に、(2)については、第7条第2項の設計審査をするとき1件につき1,700円、そ
の業者が給水設備の工事をする場合に役場に対して1,700円納めます。その費用は何
かという、設計審査と材料の確認が職員のする作業の手数料でございます。

(3)においては、検査に対して役場職員が行って検査をするときの1件につき
1,700円の手数料をいただくというふうなことでございます。

次に、6ページの30条、加入金でございます。

それで、ほの中の7ページの表で、加入口径の下の段の40ミリと50ミリが追加され
ております。40ミリが94万円、50ミリが148万円となっております。

続きまして、10ページの下から3行目、10ページの5については並松地区、11ページの6については黒岩地区、これはこの水道料金が勝浦町の先ほど言った基準料金に移行します。移行するに当たっての現在支払っている料金体系に大きい差がございますから、急激に上がることを勘案する経過措置でございます。

その他の料金体系の変更についてを述べます。11ページの下から4つ目の表で、坂本の簡易水道料金は、基本料金が「500円」から「1,000円」になりました。

続きまして、12ページ、上から2番目の表の生名簡易水道では、基本料金が「1,150円」が「1,175円」になりました。また、超過数量として「6立米を超え30立米」までが「5立米を超え30立米」となりました。

同じページの一番下の表で、西岡簡易水道、これについては基本料金が「600円」が「650円」になりました。

続きまして、13ページの沼江・掛谷簡易水道では、沼江地区では基本料金が「2,000円」が口径により「13ミリが2,200円」、「20ミリが2,300円」になりました。

また、超過水量及び超過料金を改正しております。

それと、14ページには、新規として川北簡易水道の料金表を載せてございます。

最後に、10ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成27年4月2日施行するという提案になっております。

以上が議案第21号の説明でございます。

最後に、続きまして議案第22号、勝浦町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、次の道路を町道に認定する。平成27年3月3日提出。

路線番号333、認定路線名、石原神谷第三線、起点、勝浦町大字沼江字神谷154番1、終点、勝浦町大字沼江字神谷155番、延長67メートル、幅員3.3メートルから6.2メートル。備考といたしまして、新規認定となります。

続きまして、路線番号334、認定路線名、沼江橋谷中傍示線、勝浦町大字沼江字橋谷48番1地先、起点、終点が勝浦町大字沼江字一楽2番1地先、延長が509メートル、幅員が3.5から20.0メートル、新規認定でございます。

続きまして、路線番号335、認定路線名が沼江中山天川線、起点が勝浦町大字沼江字中山23番10地先、終点が勝浦町大字沼江字天川54番1地先、延長が350メートル、

幅員6.6メートルから14メートル，新規認定でございます。

以上，議案第22号の説明を終わります。

○議長（大西一司君） 以上で詳細説明を終了いたします。

それでは，時間が参っております。

議事日程の都合により，本日はこれにて散会させていただきます。

あした9時半からこの議案第8号から議案第22号の質疑から始めたいと思います。

本日は皆さんお疲れでございました。

午後5時06分 散会